

Title	清朝治下のオロンチョン・ニル編成とブトハ社會の側面
Author(s)	承志
Citation	東洋史研究 (2001), 60(3): 591-628
Issue Date	2001-12-31
URL	https://dx.doi.org/10.14989/155396
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

清朝治下のオロンチョン・ニル編制と ブトハ社會の側面

承 志

問題の所在

第一章 清朝の黒龍江遠征とブトハ八圍の設立

第一節 黒龍江遠征とソロン部のニルへの編制

第二節 オロンチョン・ニル編制

第二章 「ブトハ八圍」から「ブトハ八旗」へ

第三章 ブトハ社會の側面

第一節 貢貂の語義と實例

第二節 アンダ關係

結語と展望

問題の所在

清朝は、その征服過程と統治過程を通観してみると、それぞれ異なる旗の連合體であり、それぞれ異なる部族の連合體でもある。清朝の權力基盤は八旗であるが、ール niru⁽¹⁾ は清代八旗制度の最も基本的な組織であり、その編制の實態の把握が、八旗制度の研究の上で非常に重要であることは論を待たない。この八旗制度の研究については、すでに数多くの優れた研究がある⁽²⁾。しか

(1) 滿洲語では八旗の基本的組織をニルと言い、それを管轄する長官をニル・ジャンギンと言い、この二つは共に「佐領」と漢譯されている。本論では兩者を區別するため、組織名としての「niru」を片假名「ニル」で、これを管轄する「nirui janggjin」長官を「ニル・ジャンギン」と記す。

(2) 中國における八旗ニル研究に關係した主な論考としては、以下のものを参照。
孟森 [一九五八]、莫東寅 [一九五八]、周遠廉 [一九八〇、一九八二]、陳佳華 [一九八一]、郭成康等 [一九八二]、陳文石 [一九九一]

日本における八旗ニル研究に關係した主な論考としては、以下のものを参照。
安部健夫 [一九七一]、三田村泰助 [一九六五]、細谷良夫 [一九六八 a、一九六八 b、一九七七、一九七八、一九八三]、阿南惟敬 [一九六六、一九七〇、一九七 one a、一九七 one b、一九七四、一九七五/三、一九七五/九]、松浦茂 [一九七〇、一九九五]、楠木賢道 [一九九五 a]、増井寛也 [一九八六、一九八九]、杉

し、これまでの八旗制度の研究は、八旗の起源、ニルを統轄する八旗の旗王の支配構造、姻戚関係などを探ることが中心であり、ニルそのものに焦点をあて、ニルにみられる様々な社会問題を取り上げた研究は殆どない。その意味で社会史的な面からニルの実態を探ることは、ニルを、ひいては八旗制度そのものを、より具体的かつ實質的に理解する上で大きな一助となるであろう。こうした八旗ニル研究におけるオロンション⁽³⁾の位置づけを念頭に置きながら、本稿でオロンション・ニル *oroncon niru* を取りあげてみる。とりわけ部族集団が八旗への編入した契機にはどのような要因が動き、ほかの部族と比べてどのような特色があったのか、それらに焦点を当てて考察してみたい。まずは、これまでオロンションについての主要な研究蓄積を概観してみよう。

オロンションについての研究は、これまで様々な著作が出版されてきたが、それらは主に民族学あるいは人類学の分野から論じたものであった⁽⁴⁾。これま

山清彦〔一九九八〕

- (3) オロンションという表記については、満洲語では「Orton」, 「Ološon」, 「Orocon」, 「Oroncon」, 「Oronco」などの異なった名稱があるほか、漢文史料でも「俄兒屯」, 「俄樂吞」, 「俄倫春」, 「俄倫吞」, 「鄂羅春」, 「鄂倫椿」, 「厄倫春」と異なった音譯がされている。日本でオロションと書くのが普通であるが、本稿で檔案の中に満洲語で *oroncon* と書くことが多いため、オロンションと記す。*oroncon* の語幹「*oron*」は『御製清文鑑』(康熙四七(一七〇八)年序)卷十九、獸類二、44 a に「*oron buhū i gebu, mafuta jolo i uju de gemu weihe bi, niyamala jembi, oronco i niyalma ujifi takūrambi*, 鹿の名で、雄鹿、雌鹿の頭にみな角があり、コケを食べる。鹿の人 (*oronco i niyalma*) が養って遣わす」とあり、鹿の人 (*oronco i niyalma*) については『官衙名目』(光緒十五(一八八九)年)閑散類には「*oronco i niyalma*」の對譯は「打鹿人」と譯してある。オロンション語では「*oron*」は「鹿」の意で、「*-con*」は名詞の接辭で、「…する者、…人」という意味で、あわせて「鹿人」という意味になる。康熙年間の『龍沙紀略』物産に「鄂倫春無馬、多鹿、乘載與馬無異、廬帳所在皆有之。用罢去生、招之即來。有殺食之、斯不復至」とあるように、オロンション人が鹿を飼育して、生活の中で利用することから名附けたと思われる。現在の中國で少数民族の一つである「鄂倫春族」は、この清朝時代のオロンションを母胎として構成された集団であるが、その一部が現在中國の鄂温克族(すなわち清朝時代のソロン)にも含まれていると考えられる。
- (4) 中國におけるオロンション族に関する主な著作と論文としては、以下のものを参照。

布特哈阿勒坦噶塔〔一九三三〕, 于多三〔一九三三〕, 內蒙古少数民族社会历史調查組, 內蒙古历史研究所〔一九六三 a, b〕, 秋浦〔一九八〇〕, 呂光天〔一九八一〕, 鄂倫春簡史編寫組〔一九八三〕, 唐道福〔一九八三〕, 鄭東日〔一九八五〕, 柴德森, 唐俊珊〔一九八六〕, 趙復興〔一九八七, 一九九一〕, 沈斌華, 高建綱〔一九八九〕, 白藍〔一九九一〕, 韓有峰〔一九九一〕, 都永浩〔一九九三〕

日本におけるオロンション族に關係した主な著作と論文としては、以下のものを参

で中國での研究は漢文史料のみによる限られた研究であり、滿洲語の檔案史料に基づいた實證的な研究といえるようなものは存在せず、概説や概観に終始したものが殆どである。また、史料だけの問題ではなく、オロンション社會をあらかじめ原始的であると規定した上で、敘述されている場合が多く、オロンション・ニルがいかなる過程を経て編制されたのかという基本的な問題にはほとんど觸れていないものが多かったのである。『清實錄』、『大清會典』、『理藩院則例』、『清朝三通』などの基本的な編纂史料には、オロンションに関してごく断片的な記事しか収録されていない。また、清朝時代になされた黒龍江方面の部族についての研究としては、何秋濤〔一八五八〕、曹廷傑〔一八八五〕などの著作が挙げられるが、いずれも簡略に過ぎなかつたり、或いは『清實錄』、『清朝文獻通考』等に記載されているオロンションに關連する部分を引き寫したものに過ぎなかつたりする。このほか清末宣統年間には、趙春芳によって『鄂倫春調查記』が書かれたという記録があるが、これまでのところ、この書物について詳しいことはわかっていない⁽⁵⁾。以上のことからすれば、清代における滿洲語史料を使って、オロンションのニル編制を解明しようとした先行研究は皆無とってよいであろう。

そのような中、ごく最近になって滿洲語檔案史料に基づいた具體的な研究がいくつか發表された(劉小萌〔一九九一〕、郭美蘭〔一九九四〕、柳澤明〔一九九四、一九九五〕、加藤直人〔一九九七〕)。これらの研究は「徙民編旗」或いは「邊民」などの視點から捉え、幾つかの興味深い問題を提起している。本稿の問題關心と重複するものではない。また本稿に關連する最近の研究としては、郭美蘭〔一九九四〕がある。この論文は、檔案史料を利用して、光緒年間に成立したオロンションを管轄する興安城副都統衙門について、初めて概説した論文である。しかしながら、早期のオロンションに關する具體的なニル及び八旗が形成

照。

治安部參謀司調查課〔一九三九/九、一九三九/十 a, b〕、佐々木亨〔一九九四〕、加藤直人〔一九九七〕、柳澤明〔一九九五、一九九七〕

- (5) 『愛琿縣志』は、この書物を參考文獻として挙げているので、この本の存在が確認される。調査記事に關しては『黒龍江少數民族』二頁「興東道派員赴遜河調查邊務日記摘錄、宣統二年十一月十九日」、六四頁「漠河設治員趙春芳爲聲復查明漠河及珠屬山里鄂倫春部落人數常住地點生活情狀暨配以官職各情呈、民國三年六月二七日」から調査過程とオロンションの狀況が窺える。

される歴史とその編制によって生じた社会構造の問題には殆ど觸れていない。

清代のオロンションに関する檔案史料は、未だ本格的に研究の対象とはなっていない。無論、これまでその存在は知られてはいたが、史料として充分には活用されてはこなかった。中国第一歴史檔案館および黒龍江省檔案館、遼寧省檔案館にはオロンション、ソロン solon, ダグル dagūr など、中国東北に活躍していた各部族に関する詳細な記事を含んだ幾つかの檔案類が所蔵されている。例えば『黒檔』⁽⁶⁾、『泉副』⁽⁷⁾、『月摺』⁽⁸⁾、『呼倫貝爾副都統衙門』⁽⁹⁾、『光緒朝硃批奏摺』などである。このほかニル根源冊としては、『清代譜牒檔案』（内閣）の中にオロンション世管ニルの根源冊が含まれていることがすでわかっている⁽¹⁰⁾。现阶段において筆者が確認している限りでは、オロンション・ニルの根源を調べることのできる史料に、東洋文庫に所蔵されている『黒龍江鑲藍旗ダグル・ニルゴルムボ承襲世管ニル執照』（漢文）がある⁽¹¹⁾。これらの檔案史料は、未だ不明な点が多いとされる大小興安嶺オロンション、ソロン、ダグルなどの部族の社会制度を解明し、清朝の支配システムの根幹に迫ることを可能にする第一級の価値をもつきわめて貴重な史料である。

このような先行研究・史料状況の中で、各先學の成果に據りつつ、本稿では、現在すすめてある清朝八旗ニル社会の研究の一環として、あえて狩獵を本業とするブトハ・ハアバ *buthai jakūn aba* 或いはブトハ・ハジャラン *buthai jakūn jalan*⁽¹²⁾（以下は「八圍」と略稱）の中に含まれたオロンション・ニ

(6) 『黒檔』については、楠木賢道〔一九九六〕を参照。

(7) 『泉副』については、屈六生〔一九九五〕を参照。

(8) 『月摺檔』については、吳元豊〔一九九五〕を参照。

(9) 遼寧省檔案館所蔵の『呼倫貝爾副都統衙門檔案』に関しては未だ詳しいことは紹介されていない。筆者は一九九九年三月遼寧省檔案館に知人を訪問した際、閲覽し、そして「呼倫貝爾副都統衙門」と題された檔冊を見ることができた。それには光緒二三年から民國六年までの檔案が含まれ、呼倫貝爾に関するモンゴル関係の文書以外に、クマル・オロンション (*kūmar oroncon* 庫瑪爾鄂倫春)、ト・ジュグン・オロンション (*to jugūn* 托路鄂倫春) の記事も多く見られた。特に興味深いのは、光緒年間の檔案以外、中華民國六年正月 (*dulimbai irgen gurun ninggun aniya aniyai biya*)、共戴 (*geren tukiyehé*) などの中華民國及び呼倫貝爾獨立に際しての文書までが含まれている点である。なお、この檔案の來歴に関しては未だ不明である。檔案の内容は全て滿洲語で書かれている。また未公開である。內蒙古自治區檔案館所蔵の『呼倫貝爾副都統衙門檔案』に関しては柳澤明〔一九九二〕を参照。

(10) 『譜牒檔』については、楠木賢道〔一九八七〕を参照。

(11) 細谷良夫〔一九六八、一九七七〕、神田信夫〔一九七八〕を参照。

ルだけ取り上げる。理由としては二つあり、まず第一点として、満洲八旗の中核組織となる部族に対する詳細な記述に比べて、少し遅れて編制された黒龍江流域のプトハの諸部族に対する敘述が簡略に過ぎないという感があり、なおより詳細な研究すべき餘地があるからである。さらに第二点として、オロンションのニル編制とロシア東進による国際情勢との連動性が、『黒檔』などの満洲語史料の分析により、その編制過程と實態が明らかに再構成し得るからである。

なお、本稿では、満洲語のローマ字轉寫は P. G. von Möllendorff [1892] の方式を用いて表記する。

第一章 清朝の黒龍江遠征とプトハ八圍の設立

第一節 黒龍江遠征とソロン部のニルへの編制

清初の太祖ヌルハチ天命元（一六一六）年から黒龍江への遠征が行われ、その後、天聰八（一六三四）年、崇徳五（一六四〇）年、崇徳八（一六四三）年、順治十一（一六五四）年、順治十七（一六六〇）年の五回にわたって、黒龍江上流から下流までの広い範囲におよぶ大規模な征服活動が行われた。その最大の理由は、ロシアの東進と共に黒龍江周邊部族のニルへの編制と大量の毛皮貿易を獨占するためである。このことについては、古く清朝の何秋濤による研究から今に至るまで、数多くの研究が行われてきた¹²⁾。最近の研究としては、日本の

(12) プトハについては『布特哈志略』自叙に「布特哈（プトハ）名稱自清始、即滿語譯漢打牲、因土人打牲生活故名。」と説明している。また『八旗文經』卷五に「布特哈華言虞獵也。其人世以獵貂爲事」とある。プトハは満洲語で *butha* と書く、意味は「漁獵者」で、漢文では「漁獵、打牲、虞人」と漢譯し、「布特哈、布忒海」とも音譯されて表す。これに伴う「プトハイ・ハハ *buthai haha*」（打牲丁）を「布特哈壯丁、布特哈牲丁、打牲丁」と漢文史料の中によく現れる。「haha」は「男、丁」の意味である。本稿では「打牲丁」と記す。打牲丁はほかに「プトハイ・ウライ・ハハ（プトハのウラ（烏拉）丁）、ジャクン・ハライ・プトハイ・ハハ（八姓打牲丁）、イラン・ハライ・プトハイ・ハハ（三姓打牲丁）」などの呼稱がある。本稿では専ら黒龍江將軍に所轄されたソロン、ダグル、オロンションを指す。

(13) 中國の代表的な著作は以下のものを参照。

何秋濤 [一八五八]、曹廷傑 [一八八五]、中國社會科學院近代史研究所 [一九七八]、復旦大學歴史系『沙俄侵華史』編寫組 [一九八六]、劉民聲、孟憲章 [一九八九]

研究者である阿南惟敬〔一九七九〕と吉田金一〔一九八四〕、松浦茂〔一九八七、一九九〇、一九九一、一九九四、一九九五、一九九九、二〇〇〇〕等による優れた研究があり、当時の黒龍江地域の社會情勢が一段と明らかになってきた。それらの中で最も注目すべき先行研究は、阿南惟敬の研究である。氏は、清の太宗時代、黒龍江上流地方に居住していた部族には、フルハ（虎爾哈部）、サハルチャ（薩哈爾察部）、ソロン（索倫部）¹⁴の三つの代表的な集團があったということを正確に指摘し、その上でその居住地域は、フルハ部が最も清に近く、黒龍江城の東南部にあり、ついでその北、黒龍江城附近ゼーヤ川の沿岸にかけてサハルチャ部があり、そしてソロン部は最も北方の黒龍江沿岸を占めていたのではないかと推測している。また吉田金一はロシア語・滿・漢文の多言語史料を駆使して、阿南惟敬と同じ結論を出している。このほか、松浦茂は黒龍江地域の部族及び地名の確定について、より精緻な研究を發表している。しかし、これらの研究はいずれも部族の生活地域を指摘したに止まる。

さて、オロンチョンを取り上げる前に、清初オロンチョンを含んでいたと考えられるソロンなどの部族を清朝側はどのような視點で捉えていたかを説明することにしたい。

清朝は貂皮を貢物として納める黒龍江の各部族については、當初からデルギ・ゴロ *dergi golo*（東藩・東路・東方・東省、以下「東藩」と稱す）或いは「蒙古官員」として捉えていた。例えば『内國檔』崇徳三（一六三八）年十二月初五日に

初五日は叩頭する日。聖なるハンが出て崇政殿に座った後、東藩の貂皮を朝貢しに來た黒龍江のバルダチ *baldaci*（巴爾達齊）¹⁵ エフ *efu*（駙馬）の

日本の代表的な研究としては、以下のものを参照。

阿南惟敬〔一九七九〕および吉田金一〔一九八四〕、松浦茂〔一九八七、一九九〇、一九九一、一九九四、一九九五、一九九七〕

(14) ソロンに関しては『異域録』上卷、四七頁「solon be oros kamnihan sembi, geli tunggus sembi, oron buhū be ujihebi, buhū i boco šahūn, beye eihen, losa i gese bi, solon sa, aciha acire, sejen tohoro de baitalambi」, 「ソロンをオロスはカム＝ハンという。またトングースという。鹿を養ったのである。鹿の色はやや白く、體は驢、騾のようである。ソロンらが荷物を擔い、車に繋いで用いるのである。」また今西春秋〔一九六四〕『校注異域録』九三一九四頁、柳澤明〔一九九七〕を参照。

(15) バルダチについては『通譜』卷三六「巴爾達齊」と『北京圖書館藏北京歷代石刻拓

弟サハリヤン sahaliiyan (薩哈連), フルブル村のフィヤング (費揚果・費揚古), ウェレ村のウヂカン (吳地堪), ウルス村のマンガジュ (芒古楚・莽古朱), 彼らの仲間 hoki¹⁶⁾五十一人, ソロンのボムボホル bombohor (博木博果爾), トテイなどの九人を會見禮で叩頭した。贊禮官の呼びかけに従って三回跪いて九回叩頭した¹⁷⁾。

とあるように, ここで「東藩」という言葉を用いている。さらに皇帝が接見している崇政殿とは, 盛京の宮廷の大清門の中にある正殿であり, 太宗が外國の使者及び蒙古王公大臣などの「トレリギ・ゴロ」(tulergi golo 外藩, 以下外藩と稱す)¹⁸⁾を接見する場所でもある¹⁹⁾。このようなことからすれば, 崇徳三年には, 黒龍江駙馬であるバルダチの弟サハリヤン等五十一人とソロンのボムボホル²⁰⁾等九人に對して清朝は「ゴロ (golo 藩, 路, 省)」として接見していることが明らかである。更に, 崇徳四 (一六三九) 年正月初九日, 「賞來朝蒙古官員」²¹⁾の中

本彙編』(清)第六一冊(中州古籍出版社, 一九九〇年), 六五頁の「ujui jergi ashan i hafan baldaci i bei bithe 一等阿思哈哈番巴爾達奇碑文」滿漢合璧の碑文(原碑は現在北京石刻藝術博物館に所藏)と同碑の漢文は『雪塚尋碑錄』卷一(『遼海叢書』五, 遼瀋書社, 一九八五年)「一等阿思哈哈番巴爾達奇」を併せて参照。

- 16) hoki については『御製增訂清文鑑』(乾隆三十六年序(一七七七))人部・朋友類に「黨類」と漢譯されている。滿洲語で「gucu duwali be hoki sembi 友人關係を hoki という」と解釋している。hoki の語源は恐らく中國語の「火計, 伙計」から借用されたものであろう。當時の人間關係を結ぶ共同體で, 本稿では「仲間」と譯す。
- 17) 『内國檔』崇徳三年十二月初五日滿洲語原文「dergi golo」に關しては中國第一歴史檔案館編『内國檔譯』(天聰朝, 崇徳朝, 上, 三九五頁)には「外藩」と譯されているが, 『太宗錄』(順治漢文版)には「東藩」と漢譯し, 『康熙會典』卷七七, 禮部三八, 下程路費には「東方」と漢譯してあり, 「dergi golo」は「東藩・東路・東方」と譯すべきである。
- 18) 「外藩, 藩部」については, 片岡一忠 [一九九一], 第一章, 第一節, 清朝の發展と藩部の成立, 及び同節注九と論文 [一九九八] を参照。
- 19) 崇政殿については, 内藤虎次郎 [一九三五] 崇政殿の圖に「奉天府城ノ中央ニ位置セル盛京故闕ノ正殿ニシテ清ノ太宗崇徳二年ノ創建ニカカル黃釉瓦ヲ以テ葺キ五彩燦爛タリ殿前ニ日晷及ビ嘉量アリ」と解説されている。このほか崇政殿に關する詳細な研究は, 瀋陽故宮博物院編 [一九八七] の五一—五四頁を参照されたい。
- 20) ボムボホル (博木博果爾) については古清堯 [一九九四] を参照。
- 21) 『叢編』七五—一三八頁「盛京吏戶禮兵四部文」禮部文, 四賞賜來朝蒙古官員に(崇徳三年十二月三十日)賞索倫部博木博果爾蟒緞面羊皮里鑲沿水獺皮裘一件…。また, 禮部文, 十賞賜來朝蒙古官員の中にも
東路黒龍江地方額駙巴爾達齊弟薩連, 費揚古, 吳地堪, 莽古楚等五十一人。索倫部落博木博果爾, 噶凌阿, 瓦岱等六人, 圖特依等三人…共九十三人, 來朝貢貂皮。
とある。

にソロンのボムボホル、および黒龍江駙馬であるバルダチの弟サハリヤン、フイヤング、マングジュ、ウヂカン等の四人を取り上げて賞している。この時点では彼らを「蒙古官員」として認識しているものであり、すなわち、黒龍江各地の部族を一つの「ゴロ」として、「外藩」であるモンゴルなどの部族と同様に扱っているということがわかる。こうした例はほかにも見られ²²⁾、これ以後の順治時代には、ソロン部のニル・ジャンギン nirui janggin (牛泉章京)らが貢貂に來たとき、禮部が何日も續けて宴席を設けてもてなしていることから、ソロン部を「東藩」として捉えていることが分かるのである²³⁾。ソロン・オロンチョンを清初の時点で「東藩」という概念で捉え、しかも「外藩」と同じ扱いをしていたということは興味深い。

オロンチョンという名称が初めて『清實録』に現れるのは、崇徳五(一六四〇)年三月サムシカ samsika (薩穆什喀)・ソオハイ soohai (索海)等が黒龍江上流のソロン地方へ征服に赴いたときである²⁴⁾。そこには、「オロトン」(俄兒屯)の名を見ることができる。『太宗録』卷三十二、崇徳五年三月己丑の條によると、

……ウルス ulusu (兀魯蘇)村にボムボホル(奔博果兒・博木博果爾)、ソロン(瑣倫)、オロトン orton (俄兒屯)、キレリ kileri (奇勒里)、ジンキリウラ jingkiri ula (精奇里江・京奇里兀賴)のブデン bu ding (布丁屯)村より東、ウムネケ umneke (兀木内克)、バハナ bahana (巴哈納)より西、サハリヤン sahalıyan ula (黒龍江・查哈量兀賴)のエルト eltu (厄兒兔)村より東、アリチャン alican (阿里闡)より西、兩川の六千人の兵士が來て、正

22) このほか、『内國檔譯』順治朝(中)四七七頁にも

(順治五年六月十五日)是日、前來貢貂之索倫牛泉章京阿濟布、達巴齊穆爾、纛郎阿達爾漢一行六十三人、均于禮部殺牛羊、備席宴之。

とあり、『内國檔譯』順治朝、下、三一八頁

(順治八年八月十一日)是日、前來進貢貂皮之十六牛泉索倫索龍阿達爾漢一伙共六十四人、七月十七日、禮部宰牛一、羊三、設三十桌筵席、酒十壇、筵賓如例。依此宰牲、設席、于十九日、二十一日、二十四日共筵宴四次。再、二十六日以送行禮、宰羊三、酒三壇、于迎送處宴賓如例。

とある。

23) 『内史檔』順治五年六月十五日、順治十一年八月十一日(中國語譯は『内史檔譯』順治朝、中、四七七頁と『内國檔譯』順治朝、下、三一八頁)を参照。

24) 太宗の黒龍江征服については、阿南惟敬[一九七九]を参照。

藍旗の後ろに來襲した⁶⁵。

とあり、ここで現れた部族の名前の中に、ソロンとキレリ以外の部族として「オロトン or-ton」が現れる。この記載が史料の中に現れてくる、オロンションの最初の記載であると推測される。

この史料からわかるように、当時叛亂を起こしたソロン部頭目ボムボホル等の連合軍はオロンション・キレリを含めて六千人に至ったのである。この戦いは、ボムボホル等の連合軍の敗退に終わり、同年四月、ソオハイ、サムシカはソロン地方より凱旋した。『太宗録』（滿文版）卷五十一、崇徳五年五月十八日の諭によれば、皇帝が理藩院の官員に命じて、ソロンの來降するものを奨励し、外藩であるモンゴルのゴロロス部と共に、ウクマル、ゲレンエレス、アンガチャ地方に居住させ、首領に當たる有能な者に官職のニル・ジャンギンを與え、ニルに編制して、全てハニルに編制したのである。この事例の中で理藩院が關與していることから、「東藩」であるソロンが「外藩」モンゴルと一緒に統轄されたことが再び證明される。この時期に編制されたソロンなどの部族は後にプトハ八圍の母胎になっていく、これを明らかに述べるため、つづいて康熙年間における黒龍江の建設とプトハ八圍の編制、そしてオロンションとの關係について考察することにする。

第二節 オロンション・ニル編制

順治年間に入ると黒龍江地方ではソロン部の中にブフ・タクララ・ソロン (buhū takūrara solon 鹿を遣わすソロン、以下「使鹿ソロン」と稱す)、ブフ・タクララ・アイマン (buhū takūrara aiman 鹿を遣わす部、以下「使鹿部」と稱す) 或いはブフ・タクララ・オロンション (buhū takūrara oroncon 鹿を遣わすオロンション、以下「使鹿オロンション」と稱す) という名稱が史料上に頻出するようになる。

順治十一（一六五四）年、清朝政府は黒龍江上流地域のソロンなどの部族を嫩江流域へ移住させた⁶⁶。いっぽうソロンの傳説によると、ソロン人達は黒龍

⁶⁵ 漢文だけで部族名と地名を確定するに難しいので、『太宗録』（滿文版）卷三二、崇徳五年三月の條と『太宗録』（順治漢文版）卷三二、崇徳五年三月の條を参照。

⁶⁶ 楠木賢道〔一九九五b〕を参照。

江の北側において、ロシア人と戦って敗れ、泳げる人が黒龍江の南に逃げてきたと述べている^㉞。康熙時代にはいると黒龍江地方では漁獵を意味するブトハという呼称がよく現れるようになる。このブトハという名稱は、當時は主に黒龍江周縁地域で狩獵・漁労・遊牧で生活しているソロン、ダグル、オロンチョン三つの部族をさしており、同時に彼らが狩獵生活をする場所を指す場合にもしばしば用いられる。

まず康熙時代の黒龍江邊境地帯は周知のように、清朝とロシアが衝突し、ヤクサ城の争奪戦が行われ、のちにネルチンスク條約が結ばれる。この間ロシアと隣接しているソロン、ダグル、オロンチョン等の部族は、黒龍江邊境地帯の最前線にいたことは言うまでもない。このような事情の中で、黒龍江上中流域兩岸に住むソロン、ダグル、オロンチョン等の部族は、清朝とロシアの間でどのような立場にいたのであろうか。そして、隣接するロシアといかなる問題が生じていたのであろうか。これに對して清朝がどのような政策で對應していたか、という具體的な問題を究明するために、オロンチョンに對する政策の一つを取り上げて説明することにする。

康熙時代のオロンチョンとロシアとの關係については、『康熙起居注』に以下の記述がある。

(康熙二十四(一六八五)年六月初四日)……再び諭を傳えて言うことに「朕萬事を見るには、必ず周詳熟審して、はじめて實效を獲るのであり、かりそめにも輕率に行動してはいけない。以前、尙書のミンガンダリ(明安達禮)が輕率に進んで、食糧の輸送が間に合わず、將軍シャルフダ(沙爾呼達)、バハイ(巴海)等は計を失し、途中で戻って來たから、遂にロシアを驕傲にいたらせ、ソロン、キレリ、オロンチョン等が心に疑いを抱いたのである。これらは全てこの故による^㉞。

㉞ 全國人民代表大會民族委員會辦公室編〔一九五七〕、九頁を参照。

㉞ 以下は『康熙起居注』(中華書局、一九八四年)より引用したものであるが、他の史料に載せられた關連記事にはオロンチョンは登場しない。『康熙起居注』第二冊、一三三五頁に

……復出傳諭曰、朕觀凡事、必周詳熟審、方獲實效、不可苟且輕率。前因尙書明安達禮輕進、糧不得繼、將軍沙爾呼達、巴海等失計、半途而歸、遂致羅刹驕恣、而索倫、奇勒禮、鄂羅春等心懷疑貳、皆由此故。

とある。

とあるように、清朝政府が派遣した軍隊が途中で歸ってきたあと、ソロン、キレリ、オロンション等部族の清朝に対する心情は「心懷疑貳(心に疑いを抱く)」というものであった。また、鎮守黒龍江將軍傅察公サプス傳には、

……ロシア(鄂羅斯)は、北方の大國である。其の地の廣さは數千里であり、蒙古の四十九部を含むほか、東は黒龍江と接觸し、ソロン、オロンション部落を侵逼している。ヤクサ城はその要害である。……皇帝がサプスの重要な任務にあることを知って、鎮守黒龍江等處將軍に拔擢し、兵を統べてアスリ(阿蘇里)に駐在させて、ロシアを經略することは、悉く彼に委ねたのである。……アスリというところは、ヤクサ(雅克薩)城を進取するための要路である。オロンション部中で遮ぎ、要所となっている。彼らは我らに服從したといえども、しかしロシアの逼迫を畏れ、なおひそかにロシアと通じていた。公は兵を進めようとしたがオロンションが妨げとなるのを恐れ、すなわちその族長であるジュレンケ(朱爾空額)等に説諭させて、朝廷の威徳を宣告し、禍福を示して、ロシアと斷絶させた。オロンション部は皆悟って、遂にオロス(鄂羅斯)四十人餘りの人を殺して、其の首を送ってきて清朝への忠誠を示したのである。サプスはこれを大いに賞した。そこで(オロンションは)再び二十餘りの人を殺したのである。これよりオロンションとロシアが敵對することになったのである。……二十八年、皇帝が内大臣のソヘト(索額圖)、國舅のトンゴガン(佟國綱)に命じて禁旅を率い、將軍サプスには黒龍江の水軍を率いて、ニブチウ(尼布楚)城に合流し、ロシアを平定させた。察罕汗が懼れて、使者である費約多爾等を遣わして仲直りを求め、極爾必齊河を界として、東南は圖古魯河に至り、六千里の土地を開いた。そこでソロン、オロンション諸々の部は始めて安泰になった²⁹。

(29) 『碑傳集』二，碑傳集正編，下，碑傳一一五，一四〇二——一四〇五頁，鎮守黒龍江將軍傅察公薩布素傳

…鄂羅斯者，北方大國也。其地延袤數千里，包蒙古四十九部外，東接界黒龍江，侵逼索倫，鄂倫春部落，而雅克薩城其要害也。…上知公大任，乃擢授鎮守黒龍江等處將軍，統兵駐阿蘇里，經略鄂羅斯之事，悉以委焉。阿蘇里者，進取雅克薩城之要路，而鄂倫春部中遮之，爲之咽喉。雖內附我，而畏鄂羅斯之逼，尙陰與之通。公欲進兵，慮其爲梗，乃使其族長朱爾空額等諭之，布朝廷威徳，示以禍福，令與俄鄂斯絕。鄂倫春部衆咸感悟，遂殺鄂羅斯四十餘人，送其首爲驗。公厚賞

とあり、当時アスリ邊りに居住していたオロンチョン人がロシアと敵對するに至る様子を傳えている。このように利益を與えてオロンチョンの人々を懐柔し、清朝の對ロシア戦略の尖兵とすることに成功したのである。

また、このサブス傳に登場するオロンチョン族長ジュレクンゲについては『聖祖錄』卷一一三、康熙二十二（一六八三）年十一月癸未の條に、

黑龍江將軍サブス等が奏報してきたところによると、……オロンチョンのジュレクンゲ（朱爾鏗格）等がジンキリ川（淨溪里烏喇）で五人のロシア人を殺して、共に其の鳥槍を獲て知らせてきた⁶⁰。

とあるように、史料中の「オロンチョンのジュレクンゲ」と同一人物であることが分かる。このようにロシアと接觸していたオロンチョンの族長ジュレクンゲは、族長の呼稱を使用していることから、この時点においてジュレクンゲにニル・ジャンギンを與えていないことが分かるのである。

このほか、ロシア人を殺したオロンチョンのカサキの仲間、ハンガト、セビヨオの仲間、タンタンの仲間、そしてギルムンガの仲間に對する褒美を、員外郎イダオらが黑龍江將軍のところに持って行き蓄え、プトハ總管らに交付して持って行かせたという記事も見える。また康熙二十三年四月に、シリムチ川に住んだオロンチョン・ギルムンガの仲間ギリヂオ等は、二名のロシア人が彼らの遊牧地帯に來たことを知り、捕らえたいと思ったが捕まらず、イネム、ジュルウェンチェの三人で一緒に追いかけて、射て殺した。そこで黑龍江將軍はギリヂオに衣服などを賞賜したいと上奏している⁶¹。以上のことからロシア人とオロンチョン人の関係が悪化していたことがわかる。

このような事例は『黑檔』康熙朝檔案の中に他にも記載が見られ、ロシア人を殺したオロンチョン人に與えた褒美のリストを黑龍江將軍が戸部に送って報

之、則復殺二十餘人。自是鄂倫春與鄂羅斯相仇。而我兵進取無復卻顧矣。…二十八年，上命內大臣索額圖，國舅佟國綱率禁旅，將軍薩布素帥黑龍江舟師，會于厄不禁城，平鄂羅斯。察罕汗懼，遣使費約多爾等求成，以極爾必齊河爲界，東南至圖古魯河，拓疆六千餘里。而索倫，鄂倫春諸部始有寧宇矣…。〔厄不禁城〕は「尼不楚城」あるいは「尼布楚城」の誤字である）

を參照。以上の傳記には他の史料に見られないオロンチョンに關する詳細な記述がある。

60) 『聖祖錄』卷一一三、康熙二十二年十一月癸未の條。

61) 『黑檔』康熙二十三年九月六日附。

告している⁸³⁾。

清朝がオロンチョン人を利用してロシア人殺害を奨励する事例は多く、清朝の対ロシア政策の一環として行われていたことは間違いないだろう。また上述の史料によって康熙二十二年ごろ、オロンチョン人がアスリ、シリムヂ（西里木迪河）、ジンキリ川などの地域に居住していたことが判明する⁸⁴⁾。ロシア・清朝間の戦争終結後は、清朝と密接な関係を持つソロン、オロンチョン人が、黒龍江を渡って南のノン江流域に移動することになる。ついで康熙三十七（一六九八）年、將軍であったサブスの奏により、プトハ總管らをチチハル城の北二百六十里、ノン川の東岸のナルキという地方に移住させることとなった⁸⁵⁾。

康熙時代の黒龍江上中流域は、ロシアの侵入によって、ソロン、オロンチョンがロシアとの間で戦争を行っていた。一方、清朝は三藩の亂の終焉もあって、ロシアの黒龍江流域への進出を防ぐため、東北の黒龍江のロシアとの邊境地帯において、新たな軍事政策を行うようになっていた。そして康熙二十三年に鎮守黒龍江等處將軍を設置し、本格的な軍事據點とするとともに、各部族を次第にニルに編制していく。

この黒龍江の大規模な建設と、各部族がニルに編成され「プトハ八圍」の設立へとつながる経緯について、『黒檔』（康熙朝）に基づいて簡単に述べておくことにする⁸⁶⁾。

まず、康熙二十三（一六八四）年に鎮守黒龍江等處將軍を設置し、サブスを

83) 『黒檔』康熙二十四年七月に、

ロシア人を殺したオロンチョンらを賞賜する羊皮裏の蟒緞、鑲緞袍二十五、狐皮端罩三、大綬二十八、靴下、澤山の牛皮の靴二十五雙、狐帽子二十五のものを、私は置く場所がないから、衙門に置いたのである。これを盛京の協領らに交付しまいか。このため送った。ドサンが書いた。

84) 『黒檔』康熙二十四年八月十一日附に、

六月二十七日シリムヂ川に居住しているオロンチョンのリクゼンガ、ヨルミンガ、イメレ等…。

とあり、同檔案、康熙二十四年八月二十日附に、

査するに、康熙二十三年四月にシリムヂ川に居住しているオロンチョンギリムンガの仲間ギロゾオ…。

という史料もある。

85) 『黒檔』雍正七年三月（日數缺）日附。

86) 黒龍江建設に伴う駐防ニルの編制については、楠木賢道〔一九九五 a〕を参照。クヤラ・新滿洲ニルの編制については松浦茂〔一九九〇〕を参照。

黒龍江將軍に任命し、同時にロシアが占領しているヤクサ（雅克薩）城への攻撃が行われた。そして一連の軍事行動にともなって黒龍江各遠境地の部族の編制・驛傳の設置・築城事業が順次完備されていく。驛傳が康熙二十五（一六八六）年から黒龍江各地に急増し、その範囲は黒龍江城からアイグン（愛琿）、メルゲン（墨爾根）、ーングタ（寧古塔）、ムクデン（盛京）など東北全域に至るようになる。このような黒龍江地域への驛站の創設とともに、ソロン・ダグルなどの部族の中から壯丁一百五十人を選び、驛傳ごとに三十人を配置し、馬二十匹、牛三十頭を與えて駐屯させた⁶⁴⁾。こうして大規模な都市建設が行われ、黒龍江地方の本格的な建設と駐屯兵の配置が始まったと考えられる。

康熙二十三年當初は黒龍江城に將軍サブスと副都統ウンダイ、ナチンらと兵士を駐屯させると同時に、初めて滿洲ニル・ジャンギン十六人、ソロンにニル・ジャンギン一人・驍騎校一人、ダグルにニル・ジャンギン七人・驍騎校七人、漢軍にニル・ジャンギン二人・驍騎校二人・協領四人・ニル・ジャンギン二十六人を設けた。康熙二十九（一六九〇）年には黒龍江城に副都統二人を設けて、將軍ら二人を任命しメルゲンに移している。またブトハのソロンとダグルに八つのジャランを設け、その内をダグル・ジャラン三、ソロン・アバ（またソロン・ジャランとも稱す）五に分けたのである⁶⁵⁾。これがいわゆる「ブトハ八圍」である⁶⁶⁾。この際オロンチョンが含まれていたと考えられる。康熙三十（一六九一）年から、オロンチョン・ニル・ジャンギンの名前が『黒檔』の中によく現れるようになり⁶⁷⁾、オロンチョンをニルに少しおくれて編制したことは疑いない。このように康熙年間に黒龍江城などの地方に駐防したダグル、ソ

⁶⁴⁾ 同注⁶⁴⁾。

⁶⁵⁾ 滿洲語のジャランとアバについては『御製清文鑑』卷二、旗分佐領類、5 b、第一にジャランを「ニルを合わせて編制したことをジャランと言う。第一ジャラン、第二ジャラン、第三ジャラン、第四ジャラン、第五ジャランと言ひ」、アバについては同書卷八に「皆を連れて禽獸を射たり、兵士を訓練することをアバと言う。昔から今まで大事にしてきたことである。」と説明している。

⁶⁶⁾ 前注⁶⁴⁾と『盛京通志』（乾隆元年序）卷十を参照。

⁶⁷⁾ 例えば『黒檔』康熙三十年七月二十二日附。

副都統らに、協領ハルサらが呈したことについて、ポロデ地方に畑を監督するソロン總管が呈した書に、オロンチョンのアンタガルニル、ドロンチョニルのポオヂ、ミンガトニルのシミルトらが八月十九日に送ってきた書を受け取って、ポロデ驛站の筆貼式ギヤムスらに交付して馳せて送らせた。

ンなどの駐防八旗（柳澤明〔一九九四〕、楠木賢道〔一九九四〕を参照）、とプトハ地域に残された八圍という二つに分けたのである。

この「八圍」が設立された後、それまで理藩院が行ってきたソロン、ダグル、オロンチョンの管理は康熙三十（一六九一）年から黒龍江將軍に移管された。これに関しては『黒檣』の康熙三十年三月十三日に理藩院の員外郎チエトが黒龍江將軍サブスに送った文書に、

もともと理藩院が康熙三十年二月十七日にソロン總管の官缺について奏したところ、「ソロン、ダグル等全てのことを將軍サブスが併せて管轄するように、この總管を任命するとき、將軍サブス、總管マブダイ等が共に會同して任命すれば宜しい。一人正として、更に陪として帶領引見した上で奏せよ」との旨があった⁽⁴⁰⁾。

と記されている。

プトハ八圍の成立によって元來分散して居住していた黒龍江沿岸の部族は、黒龍江將軍によって直接集中的に統轄されるようになってきた。これは、ネルチンスク條約により國境線が成立したことで、清朝政府が國境地帯の整備の過程で行った措置であろう。そして、この移管の目的は貢貂を効果的に管理するためでもあった。將軍、副都統は貂皮を選ぶ任務に当たり、毎年五月にプトハの人々がチチハルまで来て貂皮を納めた。これがいわゆるチュルガン制度である。チュルガン制度は國が經營する交易で、人々がその場で一年の日常用品を買い、歳貢としての貂皮を納めるのである⁽⁴¹⁾。こうして、プトハの人々は貢物の貂皮を通じて、中央と直接つながるものとしての役割を果たしたのである。貢貂はかれらにとって「義務」であるばかりでなく、「権利」でもあったと考えられる。その實態については第三章で述べることにする。

このように黒龍江の建設と軍事配備とともに、康熙三十年から「東藩」であ

(40) 『黒檣』康熙三十年三月十三日附。

(41) 『黒龍江外記』卷五、七一—〇頁に

每歲五月、布特哈官兵悉來齊齊哈爾納貂皮互市、號楚勒罕、譯言盟會也。初在城西北四十里、因沁屯本名克伊勒屯、乾隆六十年以事改城中、而其部人卓帳城北、故俗有北關集之稱。先是在因沁屯楚勒罕、將軍副都統率屬僚駐扎其地、凡穹廬馬匹及羊酒皆布特哈按項供應…交納貂皮楚勒罕第一事也。

とある。

るソロン部（ソロン，ダグル，オロンチョン）を黒龍江將軍が直轄するようになったのである。これは中央政府が地方將軍を通じて、直接統轄する権力の集中化の現れでもある。また、人事移動などに関しては理藩院と黒龍江將軍が協議して処理したということについては、すでに柳澤明〔一九九五〕によって明らかにされている。そこで次に、雍正年間にこの「プトハ八圍」が再編制され、「旗色」が授與され、「プトハ八旗」へと變化していく、中央集權化の具体的な動きについて取り上げて検討することにする。

第二章 「プトハ八圍」から「プトハ八旗」へ

「プトハ八旗」の成立については、早く中國の楊餘練〔一九八〇〕が「索倫總管が康熙八年に既に設立され、ソロン，ダグル，オロンチョンの代表として國家へ統一的に貢賦を納め、總管の下に參領，ール・ジャンギン，驍騎校，領催などの系統的な管理組織が作り上げられたことなどは、「八旗」が正式に成立したことを表している。」と述べ、康熙八（一六六九）年に成立したと推定している。また秋浦〔一九八〇〕は、康熙三十（一六九一）年オロンチョンは清朝の八旗制度に編入された、と確定している⁴²⁾。

以上の意見と異なって日本の柳澤明〔一九九四〕は、初期のプトハ統治體制を「八旗制」と呼ぶことには、實は問題がある⁴³⁾、と指摘をしている。上の意見に對して筆者はここでより具体的な滿文檔案史料と「nirui temgetu bithe ール執照」の記載に依據して、雍正年間に行われた「八圍」に對する「旗色」の授與、そして「八旗」が再編成された實態を明らかにしたい。

康熙三十年以後、既にプトハのダグルなどの部族が駐防八旗に編制され、プトハニルから旗ニルに編制される事例が見られる⁴⁴⁾。雍正六（一七二八）年には

42) プトハ八旗の設立については、康熙八年説の代表は『鄂倫春簡史』編寫組〔一九八三〕、沈斌華等〔一九八九〕、都永浩〔一九九三〕などがある。康熙三十年説の代表は『鄂倫春自治旗概況』編寫組〔一九八一〕、畑中幸子〔一九九一〕などがある。

43) 柳澤明〔一九九四〕に「雍正朝ないし乾隆初期以前の段階においては、プトハの統治體制を「八旗制」とは呼び難いこと、と當時プトハの人々は、貂皮の納付を殆ど唯一の義務として清朝と結び附いた、「邊民」に近い存在だったのである。」「八旗制」ではないと主張している。

44) 『黒龍江鑲黃旗ダグル・ニル・ゴルムボ承襲世管ニル執照』（日本東洋文庫所藏、

〈表一〉 ブトハ八圍

ジャラン名	ジャラン・アバ名	ニル数	打牲丁数	居住地
ダグル三ジャラン	ダグル・ジャラン	十二	八百二十三	ノン江兩岸
	メルヂン・ジャラン	十四	一千七十五	ノン江兩岸
	ネメル・ジャラン	十五	一千三十三	ネメル河兩岸
ソロン五ジャラン (また五アバとも言う)	アラン・アバ	十七	一千九十七	ノミン河周辺で遊牧
	トコドン・アバ	十一	七百四十二	アルム河周辺に遊牧
	ヤン・アバ	十三	八百八十九	ヤン河の周辺に遊牧
	ジチン・アバ	六	四百三十一	ジチン河周辺に遊牧
	オン・トシン・アバ	五	四百九	トシン河周辺に遊牧
オロンチョン	使鹿オロンチョン・ムルスチンガ仲間 ハサキ仲間 カヤチウニル	十二	七百九十一	オロン・ブフ (oronbuhū) を持っているものは、みな黒龍江城の北、フマル河、タハ河周辺に遊牧、狩猟して暮らしている。ほかのものがみなガン河、ノミン河、アルム河、ヤン河、ジチン河などの河源周辺に遊牧、狩猟して暮らす。

『黒檔』雍正七年三月の奏摺に據り作成。

いと、ブトハの人々に滿洲の道 [manju i dorō] を教えるために、初めて八人の滿洲副總管が増設された。ブトハ八圍には、元來ソロン・ダグル副總管八人、ニル・ジャンギン一百五人、驍騎校一百五人がいたとされるが⁴⁵⁾、大凡この頃から再編制が行われていると思われる。

〈表一〉に示したように雍正七年には、「ブトハイ・八ジャラン」の八つのジャラン(或いはアバ)の中に、ニルの数は九十三あり、オロンチョン・ニルは十二である。ダグル三ジャランの四十一ニルに含まれる壯丁は二千九百三十一人であり、ノン河の兩岸に沿って集中的に住んでおり、ソロン五アバには五

滿文、寫本、一軸)に、

…黒龍江將軍であったサブスがブトハのダグルの一千壯丁を選んで、チチハル城に移して披甲として、十六ニルに編制したのである。ブトハのエリデイを奏してチチハル城のニル・ジャンギンに任じてグサ(旗)にしたところを記録した…

とある。

⁴⁵⁾ 同注84。

十二ニルがあり、壯丁三千九百七十七人がノミン河、アルム河、ヤン河、ジャチン河とトシン河の周邊地域に住んで遊牧生活で暮らしている。オロンション十二ニルの中で、使鹿オロンションであるムル、スズンガ、ハサキ、カヤチュラ十二ニルの中の壯丁の人数は七百九十一人である。その中でも鹿を所有しているものは全て黒龍江城の北に位置するフマル（呼馬爾）河、タハ（塔哈）河の周邊で主に遊牧・狩獵をして暮らしていた。いっぽう、家畜を持っていないものはガン（根）河、ノミン（諾敏）河、アルム河、ヤン河、ジチン河の源流の周邊で遊牧、狩獵をして暮らしている⁴⁰。

雍正十（一七三二）年以後、プトハの人々は二つの集團に分けられる。一つはフルン・ブイル（呼倫布魯爾・呼倫貝爾）に移された五十ニルの駐防八旗で、もう一つはプトハ現地に残された五十八ニル（のちに三つのニルを増設して六十一ニルとなる）である。

まずプトハの兵士らが駐屯八旗に再編制されて、フルン・ブイルへ移駐したことについては柳澤明〔一九九三〕に詳しく論じられているので、ここで改めて論じない。ただプトハ総管であるダバハがプトハ五十ニルを移駐させ、三千人の兵士を選ぶ際に、オロンションは自ら次のように述べている。

オロンション等が、奴才である我らに叩頭して我らが聖主に従って年久しく、大きな恩を受けたことは際限がない。我々は昔ソロンと共に雑居して暮らしてきた。現在このような選ばれる時に一緒に選ばれなかったら、我らの人々は何處に力を盡くして奮闘しましうや、とみな告げている。見たところ彼らはみなソロンの如き良い壯丁が多いのである。この故に、我々は聖主が天下の民を分けず一つとされる如く、オロンションらを三千の壯丁を選ぶ數に入れて、オロンション三百五十九人、ソロン一千六百三十六、ダグル七百三十、バルフ二百七十五人を選んだ。……三千人の兵士を八旗に編制して、城を築くところより、左翼四旗をロシアに續く道を跨って、境界邊りで遊牧させた。右翼四旗を境界に沿って、カルカ河に至るまで遊牧させた。この選んだ三千の兵士を五十ニルに編制して、一ニルに六

⁴⁰ 同前檔案，雍正七年三月日附の檔案に引用された康熙時代の檔案。また嘉慶『會典』卷四九にも同様な内容がみられる。

十壯丁として、鑲黃旗、正黃旗に各七ニル、正白旗より下六旗に各六ニルとして、ニルごとにニル・ジャンギン一人、驍騎校一人、旗ごとに副總管一人を出して暫理して移駐させたい。ニル・ジャンギン、驍騎校、副總管を全てブトハ地方の在任しているものより署理させた、委官らを問わずに選び出したい⁽⁴⁷⁾。

これによれば、雍正九年から既にブトハ壯丁を再編成して移駐することになったのであるが、ソロンとダグルが再編制されるのを聞いたオロンションらが、自らもフルン・ブイルへ移駐したいと要求している。また、こうしたことから元々再編制するときの計畫にオロンションは含まれていなかったのであり、自ら要求した結果、翌年の雍正十年には三百五十九人を再編成してフルン・ブイルに移駐されることになったことが分かる。再編制されたニルの規模と具體的な「旗色」は、一ニルに六十壯丁として、鑲黃旗、正黃旗に各七ニル、正白旗より下の六旗に各六ニルとして、ニルごとにニル・ジャンギン一人、驍騎校一人、旗ごとに副總管一人出して暫理して移駐させたのである。これがいわゆる「フルン・ブイル八旗」の成立である。その結果オロンションは六ニルに編制された。

なお、このブトハ八圍の再編成によるフルン・ブイル八旗の成立の背景と理由は、ガルダンの反亂を防ぐこととモンゴルのジャサク遊牧地への保護と邊境防衛のためである、ということが『黒檔』に明記されている。

また、これと時を同じくして現地に止まったブトハの人々についても再編制が行われ、フルン・ブイルに再編制して移駐させた五十ニル以外、ブトハ現地に残った五十八ニルに対しても雍正十年に「旗色」を與えて再編制した。〈表二〉のようにソロン鑲黃旗二、正黃旗九、正白旗七、壯丁一千二百七十七人であり、ソロンの鑲黃旗六、正黃旗三、正紅旗十、鑲白旗四、鑲紅旗四、正藍旗三、鑲藍旗四で、壯丁一千九百五十八人であり、オロンションの鑲黃旗二、正白旗二、鑲白旗一、正藍旗一で、壯丁三百七人である。これら五十八ニルは地方、氏族、部族などを基準として、旗に編制されたい。

ブトハ現地に止まったオロンションのムル、スデングが編制されたことにつ

(47) 『黒檔』雍正九年三月二十八日附。

〈表二〉 ブトハ八旗（現地に残された五十八ニル再編成）

旗色	部族	ニル名	丁数	旗色	部族	ニル名	丁数
正 黄 旗	ダグル	tusangga	88	鑲 黄 旗	ダグル	saodaltu	61
		taonai	68			tibsinei	60
		uferta	64			gūwalagol	60
		kurkuru	53			unamai	60
		jinggardayan	53			asaltu	62
		anggiyatu	60			jokitu	39
		korkogol	69			goroncon	52
		pancinai	64			kumtenei	40
		juweltu	56			*kayacu	49
		jailatu	59			オロンチョン	gidancu
正 白 旗	ダグル	toroksa	68	鑲 白 旗	ソロン	gaogadai	78
		inaltu	72			sujuktu	62
		kihina	63			juruktu	60
		tasata	67			laisa	68
		bisireltu	58		オロンチョン	*sanggarca	60
		kigina	54				
		daldargan	62				
		baka	78				
	*jaršan	59					
	*arana	52					
オロンチョン	mulu	51					
sudingga	42						
正 紅 旗	ソロン	cimgaken	68	鑲 紅 旗	ソロン	bukutu	55
		kaisa	63			jara	50
		yendei	64			jalana	43
		bodi	50			duwamaca	68
		koldangga	68				
		koyono	75				
		neoden	67				
		kecutu	76				
		šajin	80				
	tosiltu	44					
オロンチョン	*bara	65					
正 藍 旗	ソロン	curputi	59	鑲 藍 旗	ソロン	borji	64
		kecik	48			orgūnca	62
		dabtani	53			*banjin	59
	オロンチョン	*horboltu	57			*nibcika	43

『黒檔』雍正十年六月二十六日の文書及び『泉副』民族事務類其他項，第1513號第2號，乾隆七年十一月六日具奏，乾隆七年十一月十八日朱批，「奏請將鄂倫春喀雅楚等十二個佐領仍照伊等所創始佐領爲憑辦，將巴爾虎西林等八佐領作爲承襲佐領」に基づき作成。 *は世管ニルを示す。

いては、雍正十（一六三二）年一月に將軍ジョルハイの上奏した文に、

オロンチョンのムル、スデング仲間の九十三壯丁と丁に編入させるシダン（西丹）三十一人を併せて、全て一百二十四壯丁を併せて、ニル・ジャンギン二、驍騎校二を設けると、この中から壯丁に好かれ、管理することができる人を選んで、正位、陪位を帶領引見して奏して任命したい⁴⁸。

とあるように、雍正十年五月二十七日に黒龍江將軍ジョルハイがムル、スデングをニールに編制したいと上奏している。これに對して雍正帝が「軍機大臣が議して奏せよ」と下した後六月初一日内閣が寫してわたした黒龍江將軍の上奏文を、大學士オルタイ（鄂爾泰）らが議して上奏し、皇帝がこれを認めた⁴⁹。また同年六月に、

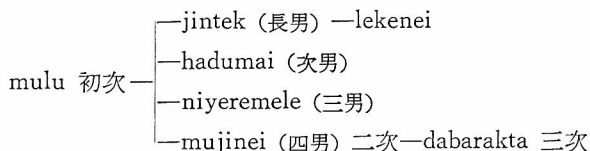
プトハ地方に残った五十八ニルに、ホトク仲間、ムル、スデング仲間の中の壯丁を併せて、今プトハ地方にいる披甲と壯丁三十九人を一ニルに編制して五十八ニルにした。このほか新たに編制した三ニルを併せて全てで六十一ニルとなったのである。彼らを各々居住している地方および氏族、部族を分散せずに八旗に編制したのである⁵⁰。

とあり、このように現地に残された打牲丁は三千四百二十二であり、「旗色」を設けて旗ごとに二人の副總管を任命して管轄させたのである。この結果オロンチョンのムル、スデングをニールに編制して、正白旗の管轄下に置かれた。

①正白旗ムル mulu・ニル（ビラル・ニルとも稱す）承襲系圖

（※初次、二次、三次はニルを承襲した順序を示す。以下同）

cekir 地方・cekir 氏、一族の mokuher 氏の人々と共に主を求め入って、貂皮の貢物を納めていた。



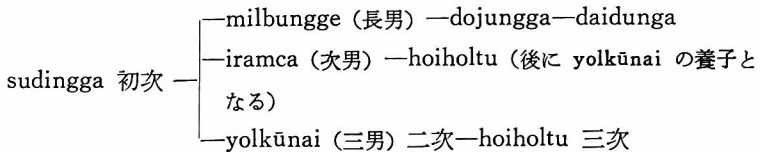
⁴⁸ 『黒檔』雍正十年一月（日數缺）。

⁴⁹ 『黒檔』雍正十年六月二十六日附。

⁵⁰ 『黒檔』雍正十年六月二十五日附。

②正白旗スズンガ sudingga・ニル（ピラル・ニルとも稱す）承襲系圖

cekir 地方・cekir 氏，一族の人々と共に主を求め入って，貂皮の貢物を納めていた。



（『泉副』軍務類人事項，第245號卷第2號，黑龍江將軍付森等，乾隆九年十二月初一日具奏，乾隆九年十二月十七日朱批，「奏查鄂倫春暉和爾圖佐領根源，請將佐領暉和爾圖等人交部議」に據って作成）

このほかオロンチョンのハサキについては，雍正十一（一七三三）年七月二十七日附の文に

……臣我々が貢賦の貂皮を納めるオロンチョンのハサキ仲間の人々を，ムル，スズンガ仲間と同じところに合併すれば，旗が異なり，住んだ地方が遠く離れるので，彼らの漁獵に少しも利益がない。もしフルン・ビル地方に移住させたら，彼らが元々徒歩で狩獵し，船で漁業することを學んで，全く馬に乗ることを學ばなかったので，移してもソロン，ダグルのように力にならない。臣我々が調べるに，例の通りニル・ジャンギン一人，小領催三人を任命して，彼らの同旗であるメルゲンの北に位置するフマル地方に住んだ，先に編制した舊オロンチョン・カヤチ ッ kayacu 等ニルの人々と合併して居住させたい⁶¹⁾。

と上奏したあと，雍正十一（一七三三）年十二月二十九日附の黒龍江將軍衙門より理藩院へ送った文書に，

……我々が査するに，旨が下った通り，ハサキ仲間二十六壯丁を別の半ニルに編制して，例のようにニル・ジャンギン一人，小領催三人を任じて，彼らと同じ旗であるメルゲン北に位置するフマル地方に居住した先に編制した舊オロンチョン・カヤチ ッ等のニールの人々と合併して居住させた⁶²⁾。つまり，雍正十一年公賦の貂皮を納めるオロンチョンのハサキ（哈薩奇）仲間

61) 『黒檔』雍正十一（一七三三）年七月二十七日附，同じ内容の漢文史料は『則例』（乾隆内務府抄本）泉勛清吏司上，索倫等處授官を参照。

62) 『黒檔』雍正十一年十二月二十九日附。

を、もしムル、スズンガのところに歸して管理すれば、旗分が各々別で（ムル、スズンガは正白旗に編制された〈表二〉を参照）、また互いに遠く離れ、オロンチョンの狩獵に利益が無い。もしフルン・ブイルに移住させたならば、オロンチョンの「歩獵船漁」という生活習慣とフルン・ブイルの騎乗習慣とは異なるので、オロンチョン・ハサキら二十六人を半ニルに編制し、同じ旗であるメルゲンの北、フマル前後にいる舊オロンチョン・カヤチュ（喀雅住）などの兩ニルの所に駐屯させたのであった。

③鑲黃旗カヤチュ Kayacu・ニル承襲系圖

sirukir 地方・meyehir 氏、一族 samahir 氏の人々と共に主を求め入って、貂皮の貢物を納めていた。

terdunce 初次 — niolingge 二次—kayacu 四次
—tebciken—jujece 三次

（『清代譜牒檔案』内閣、フィルム編號：038、檔案序號：世襲392冊、編號16、
『buthai bai kubuhe šanggiyan i jalan halame bošoro nirui janggin undaki nirui sekiyen i cese』（ブトハ地方鑲白旗世管ニル・ジャンギン・ウンダキ・ニルの根源冊）に據って作成）

オロンチョン・ニルは同じ氏 hala と一族 uksun が基本單位としてその基礎を爲している。しかもその長たるニル・ジャンギンは同じ氏の兄弟同士が繼承されていることが分かるのである。これはまさしくニル分類の世管ニルの基準である⁶³。このようにオロンチョン・ニルの承襲は滿洲八旗の基準に即して、その統轄が行われたことが分かるのである。

またこの時期まで、ブトハニル・ジャンギンらには俸祿が與えられていなかったが、雍正十年から旗の官員となったものには俸祿が與えられるようになった⁶⁴。しかし、打牲丁には錢糧が支給された事例が見られない。

63 中國第一歷史檔案館所藏『八旗都統衙門・職官』案卷號二一一、乾隆值年處奏准世管佐領世職官員襲職條例（滿文・寫本）の「立職人之嫡派子孫以及加官襲替之世管佐領世職官員承襲例」の條及び東洋文庫所藏『六條例』（滿文・寫本）の「嫡派條」を参照。

64 『黑檔』雍正十年六月（日數缺）に、雍正十年以前はブトハ官員らに俸祿と錢糧を與えなかった。雍正十年から旗の官員らが給料を貰えるようになったのである。昔はダグルの副都統、署理事務ニル・ジャンギン、ニル・ジャンギンに給料を與えなかった。とある。

プトハ總人口は、雍正七（一七二九）年三月の調査によると、八ジャランの九十三ニル、オロンチョンの十二ニル、全て一百五ニルにいるプトハ壯丁の總人數は七千二百九十人であり、總人口は三萬三千二百六十八人であると報告している。またプトハの人々を性格は篤實素朴で、まじめで氣高さを尊び、騎射、労働、狩獵・漁獵が得意である⁶⁴と伝えられている。

これまでプトハ現地に止まったオロンチョンの編制過程を中心に述べてきた。當時再編制する際に、一族を分散せず、生活様式も同じのものを合併して統轄したことが明らかである。そして、康熙年間に編制されたプトハの「八圍」と呼ばれていたプトハの諸部族について、雍正九年から再編制が行われ、プトハの「八旗」が成立したのである。こうした雍正年間に行われたプトハニルの再編制は、雍正年間の八旗ニル改革の一環として、中國全土で行われた一連の身分秩序の改革と中央集権化の現れでもある、と考えられる。

以上が、乾隆初期までのオロンチョン・ニルの編制として、ひとまず明らかになったことである。本稿の目的の一つとしては、これらの部族あるいは諸集團がどうしたのかという問題だけではなく、諸部族あるいは諸集團によって構成された八旗ニル社會としては、どのような特質と普遍性を持つ社會であるか、との問題への試みでもある。以下、プトハ八旗ニル社會の貢貂とアンダ關係を取りあげ、オロンチョン・ニルを中心にその側面を述べることにする。

第三章 プトハ社會の側面

清朝八旗制度の下でのプトハ八旗の基本的な歳貢として負擔されたのが貢貂であることは、すでに廣く認められている。プトハ八旗の打牲丁については、毎年一人ずつ一匹の貂皮を貢賦として、明確に規定している。こうしたプトハ八旗の貢貂の實態については、今までの研究の中で殆ど研究されていなかった。その實態を明らかにするために、具體的な事例を引用しながら、貢貂の實態と本質をできるだけ追究してみたいと思う。

⁶⁴ 同注⁶⁴。

第一節 貢貂の語義と實例

「貢貂」は滿洲語では「sekei alban」と言い、「貂の賦役」と言う意味である。ブトハ社會の人々に課された重要な義務の一つとしてこの貢貂⁶⁶をあげることが出来るが、これについては、従来これはブトハの唯一の義務であると主張する人が少なくないが⁶⁷、実際にはブトハ中のオロンチョン⁶⁸壯丁は貢貂を義務とする以外に、避暑山莊のムラン(muran)狩りに際して、哨鹿のことを擔當しており⁶⁹、またその他にもいろいろな役割を分擔している。ただ、貢貂は歲貢として、清朝全時代を通じて一貫して中央に貢納したことが一つの重要な特徴である。ここで康熙時代のことについて、二三例を取り上げ、その中に見える當時のブトハ生活の實態を探ることにする。

貢貂の規定に関しては『乾隆會典』卷七十九、理藩院、頁一四に

ソロンの貂を捕る者については、丁を計って貂を貢ぎ、貂を三等に分けて、賞賜に差をつける⁶⁹。

とあるように、丁数を計って貂皮を貢ぎ、また貂皮の等級を三等に分けたのである。國初からソロン、ダグル、オロンチョン、ビラル等の人丁は、その年の人丁の數によって、毎丁一匹の貂皮を納めることになっており、如し數が足り、等級に符合すれば、送ってきた人に、例に照らして賞賜し、不足したり或いは等級に符合しないものについては、處罰することが定められていた⁶⁹。例

⁶⁶ 東アジア社會の貂皮由來及び貂皮貿易については、以下の論考を参照。

松田壽男〔一九五七 a, b〕, 河内良弘〔一九七一〕

⁶⁷ 柳澤明〔一九九四, 一九九五〕を参照。

⁶⁸ 『泉副』乾隆二十六年八月名單に

ソロンの三十メルゲン mergen (狩獵人, 賢い人) を連れてきたブフ・ムラン, ニル・ジャンギンヨロンチャ: オロンチョン, 三級侍衛チョブルト: オロンチョン, 藍翎テイセ: ソロン, 打牲丁チェムンチェ: オロンチョン。

とある。

⁶⁹ 『乾隆會典』卷七九, 理藩院に「索倫捕貂者, 計丁貢貂, 貂分三等, 賞賜有差」とある。

⁶⁹ 『則例』(乾隆內務府抄本) 泉副清吏司下, 貢貂に

國初定索倫, 達虎里及鄂倫椿, 必拉爾人丁進貢貂皮。除有事故者開除外, 將見年實在人丁, 每丁貢貂皮一張。此內一等貂皮五百張, 二等貂皮千張, 其餘均作三等收用。如足數目, 符等次者, 送來之人, 照例賞賜。不足不符者, 交院議處。副管罰牲畜二九, 佐領罰一九, 驍騎校罰五, 各入官。

えば、康熙四十二（一七〇三）年送ってきた貂皮の数を確認したところ、前の年に送ってきた貂皮より質が良かったので、戸部より上奏して、規定通りの毛皮を贈ったソロンの總管、副總管、ニル・ジャンギン七人には、それぞれ絹一、毛青布二十を賞され、驍騎校二人、筆貼式一人など九十人には絹一、毛青布十五を、それ以下の位の者には絹、毛青布十を賞している。また康熙五十九年、六十年に送ってきた貂皮の等級が劣悪なので、戸部より賞するのを止めたいと上奏したことについて、「ソロンらに前通りに賞するように」の旨が下っている。更に、雍正元年に送ってきた貂皮を検査したところ、康熙五十九（一七二〇）年より少し劣り、六十（一七二一）年、六十一（一七二二）年に送ってきた貂皮の等級より良い。これについて、戸部が報告したところ「今年は六十年の通りに賞せよ」と殊批された⁶¹⁾。

このように、戸部、理藩院、總管内務府、黒龍江將軍らが議したうえで、皇帝が事情をみて賞賜するかどうかを決めたのである。興味深いことに、康熙十六年頃にはロシアが使者を使わしてビラル（オロンションの一部）に貂税を徴収している⁶²⁾。同じオロンション人であるカサキに関してはビラル、キレリなど異なった稱呼を用いている。これは後にオロンションと統一して呼ばれるようになる部族であると考えられる⁶³⁾。このように國境を跨いだオロンション部が直面していた複雑な状況が伺われる。

また、貂皮を納めることについては、貂皮は有償と無償という区別があり、事情によって免除することもあったようである。『黒檔』の中に、次のような内容のものが見える。康熙二十八（一六八九）年五月に、理藩院と黒龍江將軍による奏文に基づき、ソロン・ダグルらの中でも何年も兵事に苦しむ者、ボル

とある。

61) 『宮中檔』雍正元年九月二十七日附（第二十八輯，滿文諭摺第一輯，康熙六十一年至雍正元年十月），七九二—七九七頁を参照。

62) 『選編』第一編，上册，四四頁

康熙十六年九月初三日，……窃查康熙十四年索倫總管布吉爾岱當咨呈，俄羅斯遣使伊格納季等，向我進貢之畢拉爾部喀薩奇等每男丁徵收二只貂稅

63) 『選編』第一編，上册，四三頁

爲此，爾伊格納季應向大博格德汗官員陳明：先向我君主納稅之趕鹿人烏爾西里，奇勒爾之鄂斯瑪尼亞，喀薩奇，溫卓喀爾尼亞，約勞達哈亞，卓勞奇尼亞以及沙瑪嘎薩克等，原居奧寥克馬河，牛克薩河，向雅庫次克城交稅。

デ驛傳に畑を耕す者や亡くなった者、逃人・黒龍江城に移駐した者の貢貂を全て免じることとなった。これに該当しない男子の数は三千六百六十三人で、納めるべき貂皮は全部で三千六百六十三匹であったという。しかしながらソロンの副總管オムブルダイらが送ってきた有償の貂皮は三百八十匹、無償の貂皮は二千一百三十六匹、總計貂皮二千五百十六匹であって、納めるべき量に一千一百四十七匹足りない。また送ってきた貂皮を質ごとに分類したところ、非常に質の悪いものであった。そこで貂皮の不足、悪質の理由を訊いたところ、供述によると、去年カルカ、バルフラが反亂を起こしたとき、ソロンが將軍と共に何回も鎮壓に向かい、そのために貂皮の狩りに行けず、貂皮の量もそろわず、質もまた悪くなった。それゆえ足りなかった貂皮を來年に補って賠償して持ってきてよいか、と答えたという⁶⁴。これによれば、貂皮は有償と無償に分かれ、また、貢貂の量と質を審査したのは戸部であったことがわかる。

以上のような結果、貢賦として納められた貂皮はあわせて三千二十一匹、全て内務府の廣儲司に交付された。そこで貂皮を廣儲司に所蔵されていた事実を中國第一歴史檔案館で調べてみたところ、確かに『廣儲司簿冊目録』の中にこのような貂皮の詳しい史料が保存されていることが分かった。これによると、清代では貂皮の用途としては皇帝の貂冠、貂帽作りによく使われていたことが判明する⁶⁵。このほか、朝鮮國王⁶⁶、チベットのダライラマ⁶⁷及びゴルカ（廓爾喀）の正貢使、副貢使、大頭人、小頭人らに與える賞賜としても利用されている⁶⁸。打牲丁らが貢物として納めた貂皮は非常に重要な役割を果たしたことが分かるのである。

64 『黑檔』康熙三十年十二月十一日附。

65 中國第一歴史檔案館所藏『廣儲司簿冊目録』十二、廣儲司、衣褲財物、編號六六四〇、道光二十年、本色貂冠貂帽開銷を参照。

66 『泉副』乾隆四十五年九月の奏摺に、

來使自熱河回京、帶去照例應賞朝鮮國王、二等玲瓏鞍轡全備、二等馬一匹、表緞二匹、裏五匹、妝緞四匹、雲緞四匹、貂皮一百張。

とある。また『乾隆朝上諭檔』第一八冊、九七三頁の二一八一、乾隆六十年十二月二十四日の奏文と九八三頁の二二〇八、乾隆五十五年の奏文にも同様の内容が記載されている。

67 中國第一歴史檔案館所藏『題頭檔』造辦處類三九七〇。

68 中國第一歴史檔案館編『乾隆朝上諭檔』二一八一號、九七三頁、乾隆六十年十二月二十四日附。

このように貴重な貂皮は貢納以外に、竊かに賣買がよく行われていたようである。ソロン、ダグル、オロンチョン等の皇帝に納める貢賦の貂皮を捕る人々に對して、貢賦を納める前に貂皮を賣買することを禁止する法令が出されている。『黒檔』康熙三十年十二月二十日附の檔案によると、

ソロン、ダグル、オロンチョンらが毎年冬に捕った貂皮を次の年五、六月に開かれるチルガン(會盟・市場)以前に、個人で賣買することを禁止するほか、以後毎年貢貂を納める前に貂皮を賣買すれば、賣った者と管轄する官員とを併せて厳しく罪を問う⁶⁹。

という宣諭も出されており、メルゲン(馱爾根)城に駐屯した滿洲、漢軍、ソロン、ダグルの將兵や民にも、この禁止令が傳えられている。さらにこの禁止令は理藩院が作成して送付していることから、理藩院が直接關與していることが分かる⁷⁰。さらに後にはこの禁止令に違反した場合、賣った人を盜罪に問ひ、管轄している官員らもまた厳しく議して責めるという命令も出されている⁷¹。

貢賦の貂皮を納める時期についてであるが、もし畑を耕す前に貂皮を納めたならば、貢賦の残りの貂皮で牛を買って畑を耕すことができ、或いは貂皮を捕るために馬を買ひ、畑を耕す前に青草を食べさせて肥やし、秋の貂皮捕りに備えることが出来るのである。そのため、貂皮の貢賦の時期ははじめは五、六月であったが、後には三月に早まった⁷²。しかし、ブトハの農耕が失敗したあと、納める時期は五、六月に戻っている。この貂皮を狩獵することが許されていたのは打牲丁のみであった。

歳貢としての貂皮徴収は、ただちに中央支配者がその所轄する狩獵を專業とするブトハの人々に對して強制して收取したが、「貂皮數」を規定通りに常に納められたわけではなかった。なぜならば、中央支配者の代理人である地方將軍が自ら貂皮を賣買することもありえたからである。貂皮の賣買は中央から厳しく禁じられていたが、実際には貂皮の數、質などについて、地方將軍の恣意的な検査と賣買が行われていたと考えられる⁷³。貂皮の用途については、今後

69 『黒檔』康熙三十年十二月二十日附。

70 『黒檔』康熙三十一年十二月二十五日附。

71 『黒檔』康熙三十七年一月初一日附。

72 『黒檔』康熙三十一年十一月二十一日附。

更に細かく検討する必要があるが、全體としてそれは、宮中での使用及び賞賜として用いられており、清朝の皇帝にとって缺くことのできないものであった。それゆえ、ブトハの人々にとって貂皮の貢納は滞りなく行わなければならない義務であったといつてよい。このような用途を考慮に入れるならば、貂皮は一面では「錢糧」を得るための媒介であり、他面では貢納物の性格を残しつつも、基本的には租税の一種とみることが出来る、と考える。こうした貂皮の徴収、有償・無償、及び貢納するルート、送る人数・地點など貢貂を通じて現れた諸々のブトハ社會問題、そして地方將軍の間に生じた問題など、貢貂が清朝全體を通じてどのように變化していったかをさらに解明する必要がある。これらの問題については、すべて今後に期したい。

第二節 アンダ關係

ブトハニル社會の人々の間における經濟交流の中で、生活必需品を持ってきて、自由交易をするアンダと政府が指名したアルバ・アンダ(官アンダ)が存在していた。アンダ *anda*⁷⁴ は滿洲語で「友達、賓友、仲間」を意味する。オロンチョン人の生活にとっては、アンダの存在が大きな役割を果たしたに違いな

(73) たとえば、乾隆六十年に起こったソロン副總管キサン(奇三、齊散)は黒龍江將軍が貂皮を選ぶとき過酷という告訴事件(『泉副』フィルム號：一六〇、『黒龍江外記』、『達斡爾族社會歴史調査』三三一三五頁)。及び光緒十一年ブトハ副總管ボドロ(博多羅)が黒龍江將軍を告訴した事件(『達斡爾族社會歴史調査』三五頁、『光緒朱批奏摺』第一一七輯、三〇一一三一頁を参照されたい)。これらについては、別稿でまとめたい。

(74) アンダは滿洲語で「*anda*」と書く、『御製清文鑑』人部・朋友類には「賓友」と漢譯されている。滿洲語で「*gucu obufi tuwara be anda sembi* 友人として接することを *anda* という」と解釋されている。現在の「友達、友人、仲間」という意味である。『黒龍江外記』卷三に「雅發罕俄倫春有布特哈官五員分治、三歲一易、號曰諸達。諸達歲以征貂至其境、其人先期畢來、奉命唯謹、過此則深居不可踪迹矣」とアルバン・アンダ(官アンダ)についての記載がある。アンダ(諸達、按答)については『元史』本紀卷一、太祖、序言に「按答、華言交物之友也」と説明している。モンゴル帝國時代の「*anda*」について、村上正二〔一九九三〕は「政治的連盟を *anda* という(二七〇頁注八八)」と説明され、日本語では「義兄弟・盟友・同盟」(同書一五八、一七六、二八九頁)」と異なった譯語を用いている。このほか *anda* についての参照すべき研究は P. Pelliot, [一九五一] 二三二頁と G. Doerfer, [一九六三] 一四九—一五二頁、村上正二〔一九七〇〕一五八頁注五、本田實信〔一九九一〕二四五頁などがある。このほかアンダと同様のものがイスラム社會にも存在することについては、イブン・ファドラーン〔一九六九〕(家島彦一譯注、二一～二四頁)、佐藤圭四郎〔一九八一〕(九〇—九一頁)を参照。

い。そして、ブトハ社會の様々な問題の中で、人口数はごく僅かであるオロンションとダグルの間で、商人であるアンダが介在してオロンションの生活援助を行っていた。このアンダの起源については『布特哈志略』人物に、

土人でその地方で生活し、獲る特産物が足らず、必ず互いに交易し、それによって需要を満たしている場合、兩家の情誼は比較的厚ければ、アンダを結んで、それによって長きにわたる交流に資するのである。どうして交易によって友誼をなすことがなかりうか。なお元代のチンギス・ハン（成吉思汗）とジャムカ（託木合）がアンダを結ぶ遺制ではないか⁷⁹。

とあるように、友人として交易を行うアンダが存在しており、アンダはもともとモンゴルの遺制であろう、と記録されている。アンダはもともとモンゴル時代のユーラシア大陸で存在していた人間関係の結合で、モンゴル時代のアンダから由来するものである。史料上は遊牧民の生活の援助のために結成されたアンダの事例は未見であるが、恐らくそのような互助機能を持つアンダが存在していたと思われる。ここで清朝のブトハ八旗のオロンション・アンダについて、簡単に述べることにする。

清代黒龍江ブトハの間では、康熙時代から既にアンダが存在しており、貂皮と日常用品、米の交換を主な目的としていた。『黒檔』康熙三十一（一六九二）年十二月二十五日附の書に、

……貂皮の貢物を納めるダグル・スタルトゥ・ニルの驍騎校ボーゴンが報告したことは、「我らのニルのウンチャルが報告したことは、私のアンダがジンキリ川に住んでいる。オロンション・ジュジュンチェ・ニルのホイルンガに、私は毎年馬と米を送って、貂皮の貢物を交換していた。今年、馬と米を送って、貂皮の貢物を納めに行ったとき、私のアンダ・ホイルンガが言うことには、『黒龍江アイフン（瑗瑗）に住んでいる、正白旗のニル・ジャンギンのハトゥ、領催チウワンダイが、今年私に馬一匹、米一ア

(79) 『布特哈志略』人物に

至於土人就地營生，所獲土產不足，須兩互交易，以應需用者，則兩家情意較比爲敦厚，結爲安達，以資常久交往，豈非以市易而成友誼。猶有元成吉思汗與託〔札〕木合結交安答之遺制歟。（なお、託木合の「託」は「札」の誤字）

とあり、なお、チンギス＝ハン（成吉思汗）とジャムカ（託木合）については『元朝秘史』Ⅲ、三三―三四頁を参照。

チハ (aciha 俵) を送ってきて、五匹の貂皮を持って行った』と告げた。私は黒龍江に集合して、チャワンダイを訪ねたとき、チャワンダイが言うに、彼方のアンダ・ホイリングに、私は米一アチハを與えたとき、私に貂皮五匹を與えた」と言った⁷⁶⁾。

とあるように、ダグルとオロンションが互いにアンダと呼びあっていることが分かる。貂皮を納めるダグルのアンダがアイフン駐防八旗の正白旗ニル・ジャンギンと領催が米をオロンション人に與えて、五匹の貂皮を持って行った、と報告した。これはブトハ八アバの驍騎校と八旗に編制してアイフンに駐防させた旗人との間で生じた問題である。当時の貂皮は全てオロンションより得ている。納めるとき馬と米を與えて交換するのである。

しかし駐防八旗の披甲であるソロン、ダグルらがひそかに馬と米を與えて、貂皮を取ったら、ブトハ・八アバのダグルが収集する貂皮が足りなくなると黒龍江將軍に報告している。

雍正年間アンダについては、貧困に迫られたオロンションにブトハのダグルを派遣して、オロンションとアンダ関係を結んで、生活援助を行わせていた。

前總管らがヒンガン (興安) のオロンション等が食べる米に困っていると、ブトハのダグルらと友人関係を結んで春秋二回會って、米を送らせるのである、オロンションらが貂皮で小さい物と交換するのである。米を送るときブトハのニル・ジャンギン一人、領催一人を選出して、米の量、租額を合計して賣價を決めて與えよ。ブトハのダグル等をオロンション等と共にアルバン・アンダ (官アンダ) に結ばせるのは、特にオロンション等に食べる米を送って、貂皮と交易した。もし彼らが捕らえた物を全て納めたら、貧乏であるオロンションらがさらに益がなくなる。このことについて、旨が「述べた通りにせよ、これを軍機處に渡せよ」とあった⁷⁷⁾。

とあるように、ブトハの中のダグルとオロンションの間に、友人として交易をするアンダが存続し、ダグルがアンダとしてオロンションの生活保障に当たっ

(76) 『黒檣』康熙三十一年十二月二十五日附。

(77) 『泉副』民族事務類、其他項、第一五一—號卷第一號、雍正十三年正月十三日硃批 (殘件) 「議奏布特哈達呼爾與額倫春結盟事宜」を参照。

ている。政府が派遣したアルバン・アンダは基本的に請け負い制のもと、オロンチョンのものを買うのである。アンダは食料と布を持って行って、オロンチョンの人々に供給し、それでオロンチョン人の毛皮及び鹿茸を勘定もせずを持ち帰るのである⁷⁹。政府が派遣してきたアルバン・アンダ以外に、個人的なアンダも存在していた。その多くはダグル人が擔當していた。このほか清末になるとロシア人も商人として、オロンチョン人とアンダ関係を結んでおり、互いに自由に交易したのである⁷⁹。

しかし、このアンダ制度が、貂皮の強制買収の問題や、或いは竊かに良い貂皮を安く騙して買ったりする弊害を生じ、それが清末まで存在する。後にオロンチョン人がこれに堪えられず、自分らの自治を求めて、光緒八年の興安城副都統衙門の成立に至るのである。清末のアンダ制度、その他の諸問題については、枚數に限りがあるので、別稿で論じたい。

結語と展望

これまでの清朝八旗ニルに関する研究は、主に八旗の軍事制度としての側面に注目したものであり、様々な異なる部族のニル社会で行われた様々な旗人社會問題を取り上げた研究は殆どなかった。雍正帝はニルという軍事組織を基本として清朝の八旗社会を捉え、中國社会の縣に当たる単位として取り上げている。しかし、このニルに居住している人々の生活、ニルの長官であるニル・ジャンギンの承襲實態、人々の生活の中で行われた文化娛樂活動、旗人信仰、そして生計を支えるために結んだ「アンダ」との日常生活の必要品の交換、一年一回の「チュルガン」（市場）での購買活動、ニルの戦士たちの武器を造る職人、邊境地帯のニルの人々と外國との國際婚姻、生活するための農耕地の開拓、狩獵、そして民國時代旗人社會地位の低下と差別などの旗人社會の大切なことについて、全く研究されていないことは、我々が清朝の八旗社会に接近することができないことの一つの要因である。これらのニルの日常生活で行われ

⁷⁸ 内蒙古少数民族社会历史调查组，中國社会科学院内蒙古分院历史研究所〔一九六〇〕，四頁と内蒙古少数民族社会历史调查组，内蒙古历史研究所〔一九六三 a〕一四頁を参照。

⁷⁹ 内蒙古少数民族社会历史调查组，内蒙古历史研究所〔一九六三 b〕を参照。

た光景が、清朝の満洲語檔案と書籍の中にしばしば見出しされることは、筆者が最近進めつつある中國に残った膨大な満洲語文獻の検討を通じて明らかになってきている。こうした光景は十九世紀以後ほとんど見られなくなるが、このような變化の背景には一體何があったのだろうか。一見些微にみえる事柄の背後にも人間と人間の関係の大きな變化が隠されているのである。こうした問題を中國の伝統的な社會のあり方と比較、検討してみることは、今後の大きな研究課題であろう。本稿では、特定のプトハ・ニル社會のオロンチョン・ニルに限って検討してきたが、それはニル研究の一環として一端のみを解明したことにはかならない。より廣い視野で清朝八旗社會の實態を解明することは、これからの大きな課題として、今後に期したいと思う。

〔附記〕本稿で利用した『軍機處滿文彙副奏摺』と『黑龍江將軍衙門檔案』（康熙朝，雍正朝，乾隆朝），『清朝譜牒檔案』（内閣）は中國第一歴史檔案館滿文部主任吳元豐氏と筑波大學の楠木賢道氏および東京外國語大學アジア・アフリカ研究所の中見立夫氏から多大な援助とご教示を頂き、心から感謝したい。また本稿は平成十三年度文部科學省科學研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

〔略語・主要文獻目録〕

- 『碑傳集』：錢儀吉等纂輯『清朝碑傳全集』（全五册）中文出版社，一九八五年，京都
- 『叢編』：『清代檔案史料叢編』第十四輯，中華書局，一九九〇年，北京
- 『高宗錄』：『高宗實錄』臺灣華文書局
- 『宮中檔』：『宮中檔雍正朝奏摺』第二八輯，國立故宮博物院印行，一九八〇年
- 『黑檔』：『黑龍江將軍衙門檔案』（東京外國語大學アジア・アフリカ言語研究所所藏・マイクロフィルム・滿文）
- 『會典』：『大清會典』（康熙朝一六二卷，雍正朝二五〇卷，乾隆一〇〇卷）
- 『彙副』：『軍機處滿文彙副奏摺』（中國第一歴史檔案館所藏・マイクロフィルム・滿文）
- 『内國檔』：『滿文内國史院檔』（中國第一歴史檔案館所藏，滿文）
- 『内國檔譯』：『清初内國史院滿文檔案譯編』上（中國第一歴史檔案館譯，光明日報出版社，一九八九年）
- 『世祖錄』：『大清世祖章皇帝實錄』一四七卷，臺灣華文書局
- 『聖祖錄』：『大清聖祖仁皇帝實錄』三〇三卷，臺灣華文書局

『太宗録』：『大清太宗文皇帝實録』（順治初纂漢文凡四〇卷，康熙滿文・漢文版凡六七卷，乾隆滿文・漢文版六八卷）

『通譜』：『八旗滿洲氏族通譜』（乾隆九年序）遼寧省圖書館古籍部整理，遼瀋書社，一九八九年

『選編』：『清代中俄關係檔案史料選編』（中國第一歷史檔案館編，中華書局，一九八一年，北京）

『月摺』：『軍機處滿文月摺檔』（中國第一歷史檔案館所藏・マイクロフィルム・滿洲語）

『源流考』：『欽定滿洲源流考』二〇卷（漢文版『文淵閣四庫全書』史部，地理類，三都會郡縣之屬，四九九册所收）

『則例』：『理藩院則例』乾隆朝內府抄本（中國社會科學院中國邊疆史地研究中心編『清代理藩院資料輯錄』全國圖書館文獻縮微中心出版，頁一一一六八所收，一九八八年）

【和文】

阿南 惟敬〔一九六六〕「滿洲八旗國初ニルの研究」『軍事史學』第六號

〔一九七〇，一九七一〕「清初ニル額眞考」上・下，防衛大學校紀要，第一九輯

〔一九七一〕「八旗通志旗分志〔鑲黃旗〕考」防衛大學校紀要，第二二輯

〔一九七四〕「八旗通志滿洲管旗大臣年表〔鑲白旗〕考」防衛大學校紀要，第二八輯

〔一九七五／三，一九七五／九〕「天聰九年專管ニル分定に關する新研究」上・下，防衛大學校紀要，第三〇輯，第三一輯

〔一九七九〕「清の太宗の黑龍江征討について」

（以上の論文は全て後の『清初軍事史論考』甲陽書房，一九八〇，に所收）

安部 健夫〔一九七一〕『清代史の研究』創文社

イブン・ファドラーン 家島彦一 譯注

〔一九六九〕『ヴォルガ・ブルガル旅行記』アジア・アフリカ言語文化研究所，東京外國語大學

今西 春秋〔一九六四〕『校注異域錄』天理

片岡 一忠〔一九九一〕『清朝新疆統治研究』雄山閣出版

〔一九九八〕「朝賀規定からみた清朝と外藩・朝貢國の關係」『駒澤史學』第五二號

加藤 直人〔一九九七〕「大興安嶺地區における「民族」と「地域」—光緒十一年，ブトハ總管衙門副總官ボドロの上訴をめぐる—」『歴史學研究』第六九八號

河内 良弘〔一九七一〕「明代東北アジアの貂皮貿易」『東洋史研究』第三〇卷第一號，後一九九二年に出版された『明代女眞史の研究』同朋舎，第十八章 貂皮

- 貿易の展開，五九二一六五六により詳細な研究がなされている，併せて参照)
- 神田 信夫〔一九七八〕「東洋文庫所蔵滿洲文文書の二三について」『東洋文庫書報』第一〇號
- 楠木 賢道〔一九八七〕『清代譜牒檔案内閣』について『清史研究』三
 〔一九九五 a〕「チチハル駐防シボ佐領の編立過程」石橋秀雄編『清代中國の諸問題』山川出版社
 〔一九九五 b〕『禮科史書』中の理藩院題本『滿族史研究通信』第五號
 〔一九九六〕「黒龍江將軍衙門檔案からみた康熙二十三年の露清關係」『歴史人類』第二四號，筑波大學 歴史・人類學系發行
- 佐藤圭四郎〔一九八一〕『イスラーム商業史の研究』一増東西交渉史 東洋史研究叢刊之三三，同朋舎
- 佐々木 亨〔一九九四〕「日本人によるオロンチョンに関する民族學的報告の比較研究—『鄂倫春の實相』を中心に—」『北海道立北方民族博物館研究紀要』第三號，九三—一三七頁
- 杉山 清彦〔一九九八〕「清初正藍旗考一姻戚關係よりみた旗王權力の基礎構造」『史學雜誌』第一〇七編第七號
- 治安部參謀司調査課
 〔一九三九/九〕『滿洲に於ける鄂倫春族の研究』第一篇，興亞印刷株式會社
 〔一九三九/十 a〕『滿洲に於ける鄂倫春族の研究・馴鹿鄂倫春族』第四篇，興亞印刷株式會社
 〔一九三九/十 b〕『滿洲に於ける鄂倫春族の研究・鄂倫春語』第五篇，興亞印刷株式會社
- 内藤虎次郎 編〔一九三五〕『増補滿洲寫真帖』
- 畑中 幸子 〔一九九一〕「中國東北部における民族誌的複合」(畑中幸子，原山焯編『東北アジアの歴史と社會』名古屋大學出版會，一九九一，二一七—二七六頁)
- 細谷 良夫〔一九六八〕「清朝に於ける八旗制度の推移」『東洋學報』五一
 〔一九六八〕「八旗通志初集「旗分志」編纂とその背景—雍正朝佐領改革の一端」『東方學』第三六輯
 〔一九七七〕「盛京鑲藍旗新滿洲の『世管佐領執照』について」『江上教授古稀記念論集・歴史編』東京，山川出版社
 〔一九七八〕「八旗覺羅佐領考」星博士退官記念中國史論集編集委員會(編)『星博士退官記念中國史論集』
 〔一九八三〕「雍正におけるニルの名號呼稱について」護雅夫『內陸アジア・西アジアの社會と文化』東京，山川出版社
- 増井 寛也〔一九八六〕「新滿洲ニル編成前後の東海フルガ部」『立命館文學』第四九

- 六一四九八號
- [一九八九] 「クルカ kūrka とクヤラ kūyala—清代琿春地方の少数民族—」 『立命館文學』 第五一四號
- 松浦 茂 [一九八七] 「清朝邊民制度の成立」 『史林』 第七〇卷第四號
- [一九九〇] 「康熙前半におけるクヤラ・新滿洲佐領の移住」 『東洋史研究』 第四八卷第四號
- [一九九一] 「一八世紀末アムール下流地方の邊民組織」 『鹿兒島大學法文學部紀要』 人文學科論集, 第三四號
- [一九九四] 「十七世紀以後の東北アジアにおける經濟交流」 『松村潤先生古稀記念清代史論叢』 汲古書院
- [一九九五] 「清代中期における三姓の移住と佐領編制」 石橋秀雄編『清代中國の諸問題』 山川出版社
- [一九九七] 「一八世紀のアムール川中流地方における民族交替—八姓と七姓ヘジェの移住をめぐる—」 『東洋學報』 第七九卷第三號
- [一九九九] 「清朝のアムール地方統治—清朝が貂皮の徴収に派遣した旗人」 『京都大學總合人間學部紀要』 第六卷, 一一二—一頁
- [二〇〇〇] 「ウリンの輸送問題と邊民制度の改革」 『京都大學總合人間學部紀要』 第七卷, 四七一—六六頁
- 松田 壽男 [一九五七 a b] 「蘇子の貂裘と管子の文皮」 (『早稻田大學大學院文學研究科紀要』 第三輯, 後『松田壽男著作集』 三, 二九三—三二五頁に所収, 一九八七年), 「戎鹽と人參と貂皮」 (『史學雜誌』 第六六編第六號, 同上, 三二六—三四八頁)
- 三田村泰助 [一九六五] 「初期滿洲八旗の成立過程」 (『清朝前史の研究』 東洋史研究叢刊之一四, 二八三—三二二頁 同朋舎)
- 村上 正二 [一九九三] 『モンゴル帝國史研究』 風間書房
- 本田 實信 [一九九一] 『モンゴル時代史研究』 東京大學出版會
- 柳澤 明 [一九九二] 「內蒙古自治區檔案館所藏「呼倫貝爾副都統衙門檔案」」 『滿族史研究通信』 第二號
- [一九九三] 「關於呼倫貝爾八旗的設立」 『慶祝王鐘翰先生八十壽辰學術論文集』 遼寧大學出版社
- [一九九四] 「いわゆる『ブトハ八旗』の設立について」 『松村潤先生古稀記念清代論叢』 汲古書院
- [一九九五] 「『ブトハとフルンブイルにおける「八旗」の性格—特に理藩院との關係について—」 石橋秀雄編『清代中國の諸問題』 山川出版社
- [一九九七] 「清代黑龍江における八旗制の展開と民族の再編」 『歷史學研究』 第六九八號
- 吉田 金一 [一九八四] 『ロシアの東方進出とネルチンスク條約』 近代中國研究センタ

【中文】

①〔論文〕

- 陳 佳華〔一九八一〕「八旗建立前滿洲牛隻和人口初探」『中央民族學院學報』第一期
- 古 清堯〔一九九四〕「談博穆博果爾其人與清軍對索倫部的征討」『民族研究』一九九四年第六期
- 郭 成康，劉 建新，劉 景憲〔一九八二〕「清入關前滿洲八旗的固山額真」中國社會科學院歷史研究所清史研究所編『清史論叢』第四輯
- 郭 美蘭〔一九九四〕「從地域特徵看清政府對鄂倫春統治政策的得失」（中國社會史第五屆年回暨「地域社會與傳統中國」國際學術研討會論文）
- 劉 小萌〔一九九一〕「清前期東北邊疆「徙民編旗」考察」呂一燃主編『中國邊疆史地論集』黑龍江教育出版社，二一〇—一二七頁
- 呂 光天〔一九八一〕「論黑龍江流域上，中遊各族與明清兩朝的隸屬關係」『學習與探索』第一期（以上的論文は後『北方民族原始社會形態研究』（寧夏人民出版社，一九八一）に再録）
- 孟 森〔一九五八〕「八旗制度考實」『明清史論著集刊』上册，二一八一—三一〇頁，中華書局出版
- 莫 東寅〔一九五八〕「八旗制度」『滿族史論叢』人民出版社，北京
- 屈 六生〔一九九五〕「清代軍機處滿文檔案綜述」中國第一歷史檔案館編『明清檔案與歷史研究論文選』國際文化出版社
- 吳 元豐〔一九九五〕「軍機處滿文月摺包及其整理編目」中國第一歷史檔案館編『明清檔案與歷史研究論文選』國際文化出版社
- 楊 余練〔一九八〇〕「簡論清代康熙時期的新滿洲與布特哈八旗」『社會科學戰線』第四期
- 周 遠廉〔一九八〇〕「清代前期的八旗制度」『社科輯刊』第六期
〔一九八二〕「關於八旗制度的問題」中國社會科學院歷史研究所清史研究所編『清史論叢』第三輯

②〔著作〕

- 柴 德森，唐 俊珊〔一九八六〕『鄂倫春風情』內蒙古人民出版社
- 曹 廷傑〔一八八五〕『東北邊防輯要』
- 白 藍〔一九九一〕『鄂倫春族』民族出版社
- 布特哈阿勒坦噶塔〔一九三三〕『達斡爾蒙古考』東布特哈八旗籌辦處發行，奉天關東印書館印刷
- 陳 文石〔一九九一〕『明清政治社會史論』（上，下冊）臺灣學生書局
- 都 永浩〔一九九三〕『鄂倫春族·游獵·定居·發展』中央民族學院出版社
- 鄂倫春簡史編寫組〔一九八三〕『鄂倫春族簡史』內蒙古人民出版社
- 『鄂倫春自治旗概況』編寫組〔一九八一〕『鄂倫春自治旗概況』內蒙古人民出版社
- 韓 有峰〔一九九一〕『鄂倫春風俗志』中央民族學院出版社
- 何 秋濤〔一八五八〕『朔方備乘』

- 孟 定恭〔一九六八〕『布特哈志略』（王有立主編 中華文史叢書第三輯，三七二—一五四二頁，臺灣華文書局所收）
- 內蒙古少數民族社會歷史調查組，內蒙古歷史研究所
 〔一九六三 a〕『遜克縣新興村調查報告—鄂倫春族調查材料之十二』
 〔一九六三 b〕『鄂倫春自治旗甘奎托札敏努圖克和黑龍江省呼瑪縣十八站鄂倫春族社會歷史補充調查報告—鄂倫春族調查材料之十三』
- 內蒙古少數民族社會歷史調查組，中國社會科學院內蒙古分院歷史研究所
 〔一九六〇〕『鄂倫春自治旗甘奎努圖克調查報告—鄂倫春族調查材料之八』
- 秋 浦〔一九八〇〕『鄂倫春社會的發展』上海人民出版社
 全國人民代表大會民族委員會辦公室編
 〔一九五七〕『內蒙古自治區呼倫貝爾盟阿榮旗查巴奇鄉索倫族情況』
- 沈 斌華，高 建綱〔一九八九〕『鄂倫春族人口概況』內蒙古大學出版社
- 瀋陽故宮博物院編〔一九八七〕『盛京皇故』紫禁城出版社
- 唐 道福〔一九八三〕『鄂倫春問題』黑河行署人口普查辦公室
- 于 多三〔一九三三〕『庫瑪爾路鄂倫春歷史沿革概要』內蒙東北少數民族調查組印，一九五七年
- 鄭 東日〔一九八五〕『鄂倫春社會變遷』延邊人民出版社
- 趙 復興〔一九八七〕『鄂倫春族研究』內蒙古人民出版社
 〔一九九一〕『鄂倫春族遊獵文化』內蒙古人民出版社
- 復旦大學歷史系『沙俄侵華史』編寫組〔一九八六〕『沙俄侵華史』上海人民出版社
- 劉 民聲，孟 憲章〔一九八九〕『十七世紀沙俄侵略黑龍江流域編年史』中華書局
- 中國社會科學院近代史研究所〔一九七八〕『沙俄侵華史』第一卷，第二卷
- 黑龍江省檔案館，黑龍江省民族研究所編〔一九八五〕『黑龍江少數民族』哈爾濱（內部發行）

【洋書】

- G. Doerfer, [1963-1975] *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen. Unter besonderer Berücksichtigung älterer neupersischer Geschichtsquellen, vor allem der Mongolen- und Timuridenzeit*, Band I-IV, Wiesbaden.
- P. Pelliot., et L. Hambis., [1951] *Histoire des Campagnes de Gengiskhan*, Leiden.
- P. G. von Mölendorff, [1892] *A Manchu Grammar*, Shanghai.

Xi's views and their manifest glory first blossomed.

The exchanges between Lu Zu-jian and Zhu Xi display the character of being an argument regarding the earlier conventional understanding of the teachings of Zhu Xi. The criticism of those like Wan Ren-jie can be characterized as being critically concerned with those who later attempted to replicate the teachings of Zhu Xi and his own secondary arguments. Here one can see an aspect of the birthplace of the consciousness of the orthodox succession of the teachings of Zhu Xi. This also demonstrates that the groundwork was being laid for the reproduction of Zhu Xi's teachings following the master's death.

THE FORMATION OF THE *NIRU* OF THE ORONCON UNDER THE QING DYNASTY AND AN ASPECT OF *BUTHA* SOCIETY

Kicengge

As an integral part of my study of the society of the *niru*, the companies and their commanders, of the Eight Banners, *jakūn gūsa*, of the Qing Dynasty, I take up in this article the *niru* of the Oroncon, who belonged to the *jakūn jalan* 八圍, a unit of the Eight Banners, and were part of *butha* society, i. e., a society whose main occupation was hunting. While attempting to consider the origins of their formation and the process and of their incorporation into the Eight Banners, I have made clear the following points by focusing my analysis more specifically on the social structure of the Bannermen and the problems the society faced from the point of view the relationships of *anda* (friendship) and tribute game 貢貂.

First, in early Qing times, the Solon with whom the Oroncon were included, were first considered by the Qing authorities as Outer Bannermen (*dergi golo*), and they were designated as being in the same jurisdiction as the Mongols, that of the Eastern Barbarians, from early Qing to the thirtieth year of the Kang-xi era. The *jakūn jalan* which was subsequently composed of the Solon, Dagūr, and Oroncon tribes after the twenty-ninth year of the Kang-xi era, had originally been under the

jurisdiction of the Court of Colonial Affairs 理藩院, but from the thirtieth year of the era, jurisdiction was clearly transferred to the General of Hei long jiang 黑龍江 (Sahaliyan-ula). Then, I demonstrate that the establishment of the *jakūn jalan* was conducted with the aim of concentrating direct control of the tribes who had originally lived scattered along the Hei long jiang region, as a part of the Qing policy of military preparedness in the Hei long jiang region and of consolidation of its borders.

Next, I argue that when the *jakūn jalan* were awarded a banner color in the tenth year of the Yong-zheng era, the *niru* of the Oroncon of the *butha* society were thereby incorporated into the Bannermen. I also make clear that as a result, these *butha* people were divided into two groups, those of the Provincial Bannermen whose fifty companies moved to Hulun Buir and those of the fifty-eight companies who remained in their homeland.

Finally, I take up and examine the relationships of tribute game and *anda* (friendship) that was a part of *butha* society of the Oroncon *niru* and make clear the role that each played in the relationship to the Qing dynasty.